

第七十五回国会 参議院文教委員会會議録第十七号

昭和五十年六月二十六日(木曜日)
午前十時十六分開会

委員の異動

六月二十六日

補欠選任

中沢伊登子君

田淵 哲也君

出席者は左のとおり。

委員長

内藤三郎君

理事

有田 一寿君

久保田藤麿君

久保 亘君

加藤 進君

高橋 登富君

中村 登美君

宮田 輝君

最上 進君

柏谷 照美君

鈴木美枝子君

宮之原貞光君

内田 善利君

小巻 敏雄君

中沢伊登子君

清水 成之君

瀧 嘉衛君

西谷 啓治君

榎枝 元文君

西谷参考人、榎枝参考人、樋口参考人、大槻参

考人、茅参考人の順序で御意見を承り、その後で

各委員から質疑がございましてのでお答えをいた

きたいと存じます。

それでは、まず西谷参考人をお願いいたしま

す。

○参考人(西谷啓治君) それじゃ簡単に話し

たいと思いますが、私は、実は徳育の振興とい

社会評論家 樋口 恵子君
早稲田大学教授 大槻 健君
青少年問題審議 茅 誠司君
会会長

本日の会議に付した案件
○教育、文化及び学術に関する調査
(徳育の振興に関する件)

○委員長(内藤三郎君) ただいまから文教委員
会を開会いたします。
教育、文化及び学術に関する調査中、徳育の振
興に関する件を議題といたします。
本日、お招きいたしました参考人は、京都大学
名誉教授西谷啓治君、日本教職員組合中央執行委
員長榎枝元文君、社会評論家樋口恵子君、早稲田
大学教授大槻健君及び青少年問題審議会会長茅誠
司君、以上五名の方でございます。
なお、茅参考人は所用のため十一時過ぎ御出席
の予定でございます。
この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上
げます。
本日は御多忙中のところ本委員会に御出席をい
ただきましてまことにありがとうございます。
本日は徳育の振興について、参考人の皆様から忌
憚のない御意見を拝聴し、今後の本件に関する調
査の参考にしたいと存じております。
それでは、議事の進め方について申し上げま
す。
御意見を述べ願う時間はお一人大体十五分程
度をお願いいたしますと存じます。お一人十五分
程度といたしておりますが、多少これが延びても
結構でございますから、二十分以内をお願いしま
す。
西谷参考人、榎枝参考人、樋口参考人、大槻参

考人、茅参考人の順序で御意見を承り、その後で
各委員から質疑がございましてのでお答えをいた
きたいと存じます。
それでは、まず西谷参考人をお願いいたしま
す。
○参考人(西谷啓治君) それじゃ簡単に話し
たいと思いますが、私は、実は徳育の振興とい
う題目でございますが、振興というふうなことに
ついての具体的な方策というふうなことはどうも
余り詳しく考えるということもなかった
んで、私の専門の上から徳育という問題の基本的
な構造といえますか、何といえますか、そんなよ
うなことを簡単に話してお話をふさぎたいと思
います。
教育といふことは、ごく根本的にまた一般的に
言つて、人間形成といふことです。さらには人間を
つくる、人をつくると言われましてそういうこと
と、それから人間の自己形成、自分が自分を人間
としてつくっていくというふうなそういう問題だ
と思ひます。それでそういう教育には、教育とい
うものにはもちろん技術教育、職業教育その他い
ろいろな具体的な事柄に結びついた教育がござい
ますけれども、特に徳育といふことは、そういうも
のすべての基礎にある人間そのものと申します
か、人間が人間として持っている本性——ヒュー
マン・ネチャーといふふうなものに關係した教
育だと言つていいと思ひます。徳といふ言葉は、
一般的に広い意味では人間ばかりではなしにあら
ゆる種類のものを、あらゆる種類の物の持つてい
るネイチャーといふんです。本性のうちにひそん
でいる力、本性そのものの力というふうな意味だ
と思ひます。たとへばだから、昔から馬とか牛と
かの場合、パーチャーとか徳とかいふふうな言
方をしてました。馬の場合でしたら非常に早く
走るというふうなことがこの馬の徳の一つに教

えられるというふうなことです。それからたとえば土徳
といふんです。土といふものが本性上持つてい
る力、それもやっぱり土徳というふうな、地の力と
か土の力とか、そういうふうな意味でも使われ
て思ひます。西洋語のパーチャー、それから中国
語ですけれども徳といふのは大体広い意味ではそ
ういうことで、日本語で言いますと、人の場合で
したら人の人となりのところ、人が人となること
ろというふうな、そういう次元での人間としての
力というふうなことじゃないかと思ひます。そう
いう広い意味ですけども、しかし、特に徳育とい
うことが人間についてもやっぱり言われるとい
う、それにも理由があつて、人間はほかのいろ
んなものと違つて、ただ人間であるという、客観
的に人間だといふ、人間として存在しているとい
うそれだけで済ませるようなものではなくて、人
間のネイチャーといふんです。本性といふもの
の中にはやっぱり人間といふものは本来的に人にな
るべきはそういうものだ。人であるというだけだ
しに人であるといふことは人になるべきものとし
てあるというふうなツ・ビーでなしにツ・ビ
カムといふこと。さらに、進んで自分を人間にす
る、人にするとか、人となすととか、何かそういう
自分の内から自分というものを人間としてつくり
上げていく、だから人間的存在はただの普通の存
在でなしに人間的存在が自分自身の存在、人間で
あるという存在が自分にとって一つの課題である
といふか、そんなふうな性質を持ったものだ。
簡単に言いますと、人間といふのは非常に主体的
なものといふ、そこら辺で動物と非常に違つて、
何か自分の内から自分を人間につくり上げていか
なきゃならないといふ、そういう課題性を初めか
ら含んでいる、そういう存在だといふことだと思
ひます。まあつまり主体的なことです。
そこで、やはり根本的に徳育というふうなこと

が、その意味では人間というものの存在にどうしても欠くことができないということだと思ふんですね。特に道徳教育ということはもちろんそうですけれども、もっと広い意味で何事についてもやはりすべて人間が自分を人にしていくという、人間になつていくという、基本的に、そういう一つの課題を含んだ存在だと。そこに結びついてい

るんじゃないかと思ふんです。ですから、教育の場合、子供の教育でしたらやはり学校とか家庭とか、そういうところの中で人間になるような道をいろんな形で実践的に教えていくというふうなことです。しかし、結局そういうふうにして子供を育てていく基本は、子供が自分自身を自分の力、人間につくっていく、自分が自分で主体的に自分を形成していく、そういう自己形成の力を持つような者に子供を教育していくという、そういうことがやはり基本だと思ふんです。結局道徳教育というこの根本は、子供の場合はそういうこと。

それから、そういうふうにある意味で成人、幾らか大人になった段階では、ここでは本来に自分が責任を持って自分自身を自分のうちからつくり上げていく、人間としてつくり上げていく、言いかえると、人間として持っているネイチチュアといいますが、本来備えているその人間としての本性というものを自分の力で自分の力を伸ばしていく。教育ですから育てていく、伸ばしていく、そして自分が自分を一人前の本当の人間らしい人間にしていくという、そんなようなことだと思ふます。

人間の存在は、そういうやはり主体的な自己形成というふうなことは、基本的に要求されるようなそういう人間のネイチチュアというのは、そういうところにあると思ふんで、そこにどうしても道徳教育と言われるものが非常に大事な問題じゃないか。ほかのいろいろな教育というものももちろんそれぞれ大事ですけども、いつでもそういう教育が基本的にそういう道徳、広い意味の道徳ですね、そういうところにやはり帰着していくようなそういうところがあるんじゃないかという感じがであ

ります。簡単に言いますと、やはり人間としての、私は言葉はちよつとまずいんですけれども、品位とか品格とかいうふうな本来に人間らしい品格のある人間という意味で考えるべきじゃないかという感じがします。

品格とか、そういうことははっきりしませんが、簡単に私自身の経験した一つの実例で申し上げます。私は、戦後非常に家が古くなって、どうにもならなくなつて、少し大規模な修繕をしたことがございますが、初め知つて大工さんに頼んで、どうもそれがうまくいかなかったんです。実際仕事をやる若い人たちが、何と云うのか、非常に大ざっぱというか、大まかで、本当に身が入っていない。それでおやつするときなんかはだらだらいつまでもしゃべつていて、ちつとも仕事に精が出ないという感じがしました。結局やつてみて間もなくだめになつて、もう一遍ほかの大工さんをお願いしてやつてもらいましたが、そのときは非常に感心させられたんです。だから、私、一般論として考えたんですけれども、つまり大工さんの場合は、一つの例としてとりますと、何か注文を受けて、そして何か仕事をすると、そのときにやつぱり社会通念としては、これだけの費用でやつてくれと言われればその程度のことをやることとで、そういう一種の社会通念があると思ふんですね。そこまでやれば注文する方も満足するし、社会的にもあれならまあちゃんとしたものだということとで済むわけでありまして。ところが、その大工さんというのは、やつぱり私は職人かたぎと言われるようなものを持っていたと思ふんですけれども、つまり、自分でどうしても納得できない、社会通念の上では人もだれも文句言わないし、注文者もそれで十分だと、よくやつてくれたというふうなことで一応満足するわけでありまして、大工さん自身、ほかの世間の人が一般にこれだ、十分だと思つても、大工としてどうも納得がいけない、まだ十分でないという、そういうところを自分でわかつているというところがあるように思ふ。そして、つまり結局納得いくまで、自分が

これで本当にいいと思ふまでやるというふうなところ。私の経験した場合には、もうこのくらいでいいと、それ以上やると足が出るというふうなことを言つたんですけれども、それはまあいいというので、まあやらしてくれということとで、結局その大工さんが納得がいくというところは、つまり、自分でこれだいいと、自分でイエスと云える、そこまでやつてくれたような感じがします。結局、利害というものもある程度あるでしょうけれども、つまり、それを超越してそしてその仕事を本気にやつてくれた。そこで、私はやつぱり一般にそうだと思いますが、その場合、それで初めて家というものが、本当の家になる。何かいろいろ手抜きをしたり、そういうことのないようなきちんとした本家の家になるし、それから大工さんが、仕事やつぱり本家の大工としての仕事になるんだと思ふます。だから大工さんは恐らくこの家は自分だと、自分の仕事で、自分だと、安い費用でやつたわけだけれども、その間において、自分のこの家を見てくれ、これが自分だと言へるような、そういうところがやはり最後にはあるんだと思ふんですね。それでやつぱり家もほんとはなるし、大工さんの仕事もほんとはなる。そして頼んだ者も、本当にただある一般のレベルで満足するだけでなしに、本当に大工さんと人間、基本的な人間としての信頼というか、信義といふますか、そういう一種の感動みたいなものが出るところがあったと思ふます。

それで、これはやはり一種の職の問題ですけれども、仕事の問題ですけれども、そういう中にもやはり人間の人間性とか、人間という問題が本質に含まれているような感じがします。そういうつまり仕事とそれから自分と。ここに家がある、それが自分だ。この家を見てくれ、ここに自分がいるというふうな、まあ大げさに言つて、そういうようなところか方向。そして人と注文した人との人間関係、そういうものはやはり三つ一緒に、何といひますか、同時に確立する。それがやはり私は本当というか、誠というか、仕事も真の

本家の仕事になるし、人間も本家の誠。それから、受け取る方も、人間関係も、人と人の関係も真に誠実なというか、誠という、日本語で言うところの真実とか、誠実とかいうふうなそういう感じがそこにあらわれてくる。そういうことだと思ふます。よく普通の言葉で言うところの良心的という言葉がありまだけれども、良心的な人間、私はそれがさつき申しました人間としての品格ということと、何も品格といつてそれじゃお上品ぶつたとかいうふうなことではないに、やつぱり仕事の本家の仕事になる。どんなことであつてもそれぞれ職の中、持っている職の中で本当にそこにそれが本当になるというところは自分が本当にもなるし、自分の仕事の結果出てきていて、そういうふうなものも本家のものになるし、人と人との関係も本当になるというふうな、そういうことは、やはり基礎にどこかあるんじゃないか。いまのは、一つの小さい例ですけれども、そこら辺に道徳教育といふことの根本の問題があるんじゃないかという感じがいたします。この大工さんの場合、やつぱり子供のときから何かある意味で道徳を受けていて、大工さんとして一人前になつてからもその力で、自分を自分として、大工さんとして一生懸命に大工さんの仕事をいろいろやつて工夫されて、もちろん失敗もいろいろあると思ふますが、あつたはずですが、やつてこられて、そして一人前の職人になつた、ちゃんとした職人になつたというふうなところ。やつぱりさつき言つたような自己形成といふことが根本にあるんじゃないかという感じがいたします。私の初めに頼んだ大工さんにはどうも、これは非常に人としては善良なような人ではたつたけれども、そういう意味の本家の誠実さというものはどうか恐らく欠けていて、したがって、どうも大学を中退したような若い人た

ちもいたんですが、本当に何かいふ言つたような、良心的というのをおかしいのですけれども、人間としての本家のこころ、私はそれを品格と言いたいのだけれども、品格というものが欠けていたような感じがします。そういうところが道徳教育という

本家の仕事になるし、人間も本家の誠。それから、受け取る方も、人間関係も、人と人の関係も真に誠実なというか、誠という、日本語で言うところの真実とか、誠実とかいうふうなそういう感じがそこにあらわれてくる。そういうことだと思ふます。よく普通の言葉で言うところの良心的という言葉がありまだけれども、良心的な人間、私はそれがさつき申しました人間としての品格ということと、何も品格といつてそれじゃお上品ぶつたとかいうふうなことではないに、やつぱり仕事の本家の仕事になる。どんなことであつてもそれぞれ職の中、持っている職の中で本当にそこにそれが本当になるというところは自分が本当にもなるし、自分の仕事の結果出てきていて、そういうふうなものも本家のものになるし、人と人との関係も本当になるというふうな、そういうことは、やはり基礎にどこかあるんじゃないか。いまのは、一つの小さい例ですけれども、そこら辺に道徳教育といふことの根本の問題があるんじゃないかという感じがいたします。この大工さんの場合、やつぱり子供のときから何かある意味で道徳を受けていて、大工さんとして一人前になつてからもその力で、自分を自分として、大工さんとして一生懸命に大工さんの仕事をいろいろやつて工夫されて、もちろん失敗もいろいろあると思ふますが、あつたはずですが、やつてこられて、そして一人前の職人になつた、ちゃんとした職人になつたというふうなところ。やつぱりさつき言つたような自己形成といふことが根本にあるんじゃないかという感じがいたします。私の初めに頼んだ大工さんにはどうも、これは非常に人としては善良なような人ではたつたけれども、そういう意味の本家の誠実さというものはどうか恐らく欠けていて、したがって、どうも大学を中退したような若い人た

ちもいたんですが、本当に何かいふ言つたような、良心的というのをおかしいのですけれども、人間としての本家のこころ、私はそれを品格と言いたいのだけれども、品格というものが欠けていたような感じがします。そういうところが道徳教育という

ことの根本にどうもあるんじゃないかという感じがいたしますが、そこからちょっともう一歩進むと、もちろんあれですね、個人個人というだけ、いまは個人なんです。一人一人の個人というその一番中心のくらのところという、個人個人が主体として持っている中心のところ、簡単に言うところの問題だと思ひます。大工さんの場合も、やっぱり心が込められているという、その心を込めるというその態度だと思ひます。形にあらわれたことではなしに、形にあらわれたものの一番基礎にある形の心の問題、それが徳とか徳育とかということだと思ひます。とにかく、そういう個人個人でありながら、同時に実際の場合には国ということが非常に問題になり、国ということが結びついていくと思ひます。まあいまの場合、実は日本の国の人間である、そういうようなことですね。そこにも国民性といういろいろな問題も日本人としての持っている、日本という民族といふか、国民として持っている国民性というような問題もあって、徳育も具体的にそういう問題と結びついていくところがあると思ひます。それから現代で言うと、日本とこう言っても、昔と違って今度はいわゆる世界の中の、世界の広場の中に日本という国がもう出ていく、まあ日本ばかりじゃありませんけれども。すべての国が世界という広場の中に出ていくという、そういう状況がだんだんはつきりしてきて、歴史の動きによって出てきているわけで、結局個人といつても、根本に国ということ、それから国といつても世界ということ、そういう縦に言うところ三つの場というものが切り離せないような形で結びついていて、そういうあれだと思ひます。たとえば、一時騒がれたエノミツタニマルというようなことでも、基本は個人個人の問題だと思ひます。つまり、何か徳育というものに欠けた人間としての品位というのに欠けた、品格というか、さっき言った意味でのあれです。そういうものがどっか欠けたという、そういう個人の問題、しかしそれが日本人であったということ、そ

れを日本人が海外に出て、そうして海外で生活したりいろいろして、そうして世界の中で日本という国の日本人として見られているということですね。ですから、われわれ海外に出ればだれでもそうですけれども、見られるときは個人でありながら、同時に、日本人ということで見られる。日本という、自分ばかりでなしに日本のほかのいろいろなすべての日本人という、日本という国、何かそういうものが何か自分の身に張りつけられて、そうして一緒に見られる、これはもう当然でありまして、それはしかし、そういう世界の場というものは別ですね。エノミツタニマルと言う場合は、やっぱりそういう全体の縦の線を貫いて、基本的には徳育という問題と結びついていく。さっき言ったような大工さんの場合と非常に違ったようなことが出てきたんだらうと思ひます。そんなふうな問題があつて、徳育の問題というのは、やはり、だから国の問題、国がどういうあり方をしているかという、国の品格の問題と結びついていて、その品格の評価といふか、その評価といふのは、あくまで世界の広場の中にさらされて日本という国がある、日本人というものがあつて、その場で品格というものが問題になるというふうなことだと思ひます。どうも時間が超過しそうで、最後に、日本の国の国としての何といふか目標といふのか、基本的な方針、方向、つまり、教育で言えば、個々の日本人をどういう方向に人をつくるというそういう方向で、どういうふうにあつていかなければならないかという基本の問題が一つあると思ひます。ことに、戦後それは非常に大きな問題として残っているんだと私は思ひます。明治時代の場合とか大正時代、何度も、私、年々ものですが経験してきておるわけですが、そういうことを経て、戦後何かその問題が非常にやけてきた。私一言で言いますと、戦後に、初めに文化国家といふようなことがよく言われましたが、それがしばらく言われて、いつの間にか忘れられて、そして経済成長ということに非常に力が使わ

れて、そういう方向に移ったんだと、これはある意味では当然だったわけではありますけれども、しかし、現在の問題として、もう一遍、戦後の初めごろの文化国家といふのは何だかあいまいな概念ですけれども、その中に含まれていることですね、明治時代のように、軍事とか政治とか経済、まあ政治的なもの、そういうふうな方向でずっといくという目標がなくなつたし、また、現在から考えればそれだけで済まない、それだけでとどめてはいけないうわけでありまして、したがつて、文化といふものがあつてきた。これは大正時代に教養といふことが非常に論ぜられて、初等教育のレベルまでも教養という觀念が非常に影響したと思ひます。そういうことを通して、戦後方向がわからなくなつたときに、やっぱり文化といふものがあつてきたんだと思ひます。現在やっぱそういう問題を、もう一遍振り返つてみるといふのもあれだと思ひます。それについて若干考えたこともありますが、時間が参りましたので、後にまた機会がありましたら申し上げたいと思ひます。

○委員長内藤三郎君 どうもありがとうございます。次に、横校参考人にお願ひいたします。

○参考人(横校元文君) おとといでありましたか、国際的に信頼と尊敬を勝ち得る日本人を育成するために学校・家庭・社会を通じてどのような価値観を育てたいかという、非常にむずかしい問題をいただきました。こういうことが出てきましたのは、私なりに考えまして、昨年、前の田中総理が東南アジアを訪問されたときに、日本人に対するかなり風当たりが強かつたというのを述べられておつたのを新聞で見ましたが、そういうことなり、あるいは国内では爆発事件が起こつたり、つい最近では、三木首相に対する暴力事件が起こるとか、また、日教組大会といふことも非常に暴力が横行すると、こういうふうな世相を反映して、こうした問題について徳育振興の具体策をお考えになるんだらうというように理解をい

たしまして、私なりに今日まで考えてきたことなり、あるいは私の組合で徳育振興についていろいろ考えてまいりましたことを整理してみたいわけですね。しかし、何分時間がありませんので、十分整理ができなかつたんですが、一応、その一端を申し上げてみたいと思ひます。

私は、国際的に信頼され、尊敬される日本人といふのは、端的に言つて、日本国憲法及び教育基本法第一条に定めている「教育の目的」に沿つた日本人を育てることだと思ひます。と申しますのは、教育の目的の中心課題が、やっぱり日本人、やっぱり日本人を育てることであり、そのことが国際的に信頼と尊敬を勝ち得る日本人を育成することになると思ひます。と、平和的で民主的な社会の形成に努める主権者を育成するといふことにあると思ひます。教育基本法第一条に定められております価値観といふか人間像、これは大きく言ひまして、第一に正義を愛する人間、第二に個人の価値をたつとび人間を尊重する人間、第三に真理を愛する人間、第四に責任を重んずる人間、第五番目に自主的精神に満ち、感性豊かな人間、これを育てることだというように思ひます。

少し具体的に申しますと、このような教育基本法が制定されたという裏には、私たち日本人は、かつて正義という名のもとに、天にかわつて不義を討つといふか、そういう名分のもとにしばしば不正義な行為、すなわち侵略的戦争などに駆り立てられたという苦い経験を持っております。したがつて、他人を抑圧したり隷属させたり差別をしたり、また自己や自分の企業や自分の国の利益だけを考えた主権主張したり、他人や他国の迷惑を考えないといった正義に反する行為を行わない人間を育てることが、この基本法の精神であり目的だと思ひます。

また、学校という場を考えてみますと、かつてしばしば学校というところは断片的な知識の伝達の場としての機能を、特に歴史的教育など

につきましては、知識そのものが時の権力といひますか政策によつてゆがめられた、真実からほど遠い虚構の知識を歴史教育として植へつけきたという古い経験もあります。そういうことから、真理・真実を確実に教へながらも、みずから絶えず疑ひ、探求してやまない姿勢、態度をつくるということが、これが大切であらうということが教育基本法の精神として第一条に書かれていゝると思ふんです。

ところが、最近の日本人が、諸外国、なかんずく先ほども申しましたように、東南アジアなどでエノミツクアニマルと言われて、信頼と尊敬どころか、逆に忌みきらわれたりあるいは反発を呼んだり、憎悪、軽蔑されるという傾向にあるのはなぜだろうか。このことについて私は大きく二つの理由、原因があると思ふんです。その一つは、経済活動の問題であると思ひます。第二番目には、やはり教育の問題だといふように思ふんです。

そこで、第一の経済活動の問題につきましては、特に昭和三十年代以降の経済の高度成長政策のもとで、生産第一主義、金もうけ主義、利潤追求のための企業の競争論が横行して、これがエノミツクアニマルと言われる社員を育成してゐると言えるのではないかと思ふんです。

第二番目の教育の問題であります。これはいま申しました経済活動、企業競争論を受けて、戦後新しい出発点において示された教育基本法の先ほど申し上げた基本理念が次々に押さえられ、ゆがめられ、あるいは否定される方向にすら流れていつてゐるのではないかといふように思ひます。たとへて申しますと、社会科の教科書の記述一つをとつてみても、十年余にわたつて行われた満州事変、支那事変、そして太平洋戦争、この記述であります。これが敗戦後の昭和二十年代の社会科の教科書では「誤った侵略戦争であり、戦後は再び繰り返してはならない」といふように書かれておりましたが、昭和三十年代の社会科になりますと、「やむを得なかつた戦争だ」と

いふように記述が変わつてまいつております。さらに、昭和四十年代に入つてきますと、当然の戦争であつたと思はれるような記述に変わつております。また、かつての日清、日露の戦争についても、この戦争によつて日本の国際的地位が高まつたといふように記述がされておりますし、海外への経済進出につきましても、伸びゆく日本といふとらえ方をさせようといふ教科書になつてゐるわけなんです。

また、学校教育のあり方につきましても、戦後一定の時期までは相互に個性を尊重しつつ、断片的知識の画一的な詰め込みではなくて、科学技術革命の時代に生き、それを推進する人間を育成するために共同学習、グループ学習を通じて協力し合い、連帯感を育てつつ探究の精神、知的創造力の発達を求める教育体制がとられておりました。しかし、それが経済界の要求に基づく高等学校の多様化政策、あるいは高校、大学の格差とも相まって、受験地獄あるいはテスト体制、差別、選別の教育、画一的な詰め込み教育といった状況が現在非常に進化を遂げております。そうして、感性や情操を培う教育が軽視されるばかりか、教育を通じて非道徳的な排他的競争心をあおり、子供の相互の連帯感を失わせていく、ライバル心、友達をライバルに仕立てていく、極端な利己主義を培う結果が現在学校教育全体の中で増わつてゐるのではないかといふことを非常に憂へてゐるわけなんです。

この経済政策と教育政策は、決して別々のものではなくて相互に関連し合つて一つの政策として進められ、ここに正義も人間尊重の精神も失われ、そして人命さえもむしばむ自然の破壊とか、公害の問題が引き起こされてゐる。また、特に開発途上国の人々やつて日本の侵略によつて抑圧され、圧迫され、人権をじゅうりんされた経験を持つ国々の国民からは日本人に対して信頼と尊敬どころか、再び疑惑、不信、反発を呼ぶ結果となつてきたのではないか、こゝういふふうにとらえておるわけです。したがつて、このような教育

体制、経済活動のあり方に根本的なメスを入れて、そして教育基本法第一条の目的、価値観を教育を通して、また経済活動を営む上で尊重し遵守する作風を培うことがまず何をいふても先決ではないかといふように思つております。

なお、道徳の振興についても若干申し上げてみたいと思ひますが、私自身、教育界に身を置く者として、決してひがみではないと思ふのであります。私が、私に言わせると、政策の破綻、行き詰まりなどからくる政治の乱れ、対立の激化、政治への不信、社会の混乱、こゝういふ時期には必ずと言っていいほど権力の側といひますか、体制の側から道徳教育論が持ち出されてくるというのが常であるように思ふのです。一例を言いますと、近くは昨年の参議院選挙を前にいたしまして狂乱物である国民の生活不安、公害問題などが横行してゐる中に田中首相が「知恵太り・徳やせ論」あるいは「五つの大切・十の反省」などを持ち出されたのがその典型であると思ひますし、また、遠くは昭和二十六年でありましたが、国論が大きく二分された中で、講和条約、日米安保条約の締結に際しまして、当時の時の吉田総理が「独立心の高揚」といつけの徹底を強調し、国家・社会連帯を重視するための道徳教育の必要性を力説されました。これを受けて当時の天野文部大臣が教育勅語にかわるものとして国民道徳実践要領を提示したという記憶があるわけです。このような歴史的な事実を見ますとき、私は何かしら政治の不始末を教育で始末するといひますか、政策の失敗からくる国民の不信を教育の責任にすりかえるといふた感じを実は一面持つものであります。もとより私は教育界に身を置く者といひまして、道徳観念の低下の責任を教育が逃れようなどと言ふものではない決してありません。教育も重要なその責任を持つておるということをお覺悟をしております。

そこで最後に私は、私の考へるといひますか私の所屬しております日教組が主張しておりますこの道徳教育のあり方について申し上げてみたいと思ふのです。

思ふのです。巷間、日教組は道徳教育に反対をしてゐるかのような誤解があるやうであります。決してそうではありません。古くから言われております知、徳、体これはいずれもおろそかにできないことであります。この三拍子そろつてこそ、人格の完成はなし遂げられるものだといふやうに考へております。道徳教育の重要性といふものをもとより私自身もまた私の日教組も確認しておるわけでありまして、ただ、田中総理がたまに言われました「知恵太り・徳やせ」、あつた論に代表される知育と徳育を分離した教育論には同調ができませんといふことなんです。それは知育は知識の切り売りであり、徳育は徳目のお説教だといふやうな考え方があつたのではないかといふやうに思ふからであります。知育と徳育といふのは密接不可分のものでありまして、認識を基盤に行動実践を律する態度が確立されるものであるといふやうに思ひます。また、道徳の本質、価値観は、ときとところを越えた永遠に不変なものである決してないといふことであります。ところが、価値観を絶対化しようとするところから道徳とは善と惡とを明らかにすることであるといふた觀念的、画一的形式主義が生まれて、そこに道徳教育の時間を特設するとかあるいは修身科を復活するといふた徳目主義による特定の価値観を押しつけようとする教育政策がとられるのではないかといふやうに思ふのです。私は、学校教育における道徳教育の概要といふものは次のやうでなければならぬといふやうに考へております。すなわち、道徳教育といふのは、既成、既存の価値判断に盲目的に子供を従はせようといふのではなくて、現実的に対立する価値の比較なり選択が自分で自主的にできるやうな子供を育てるということだといふやうに考へております。しかし、そのためには、現実を歴史的に科学的に価値判断ができるだけの知的な力量が備へられなければなりません。それと同時に、それを行動に移すためには、実践力と集団性に深く結びついたものでなければならぬといふやうに思ふわけです。

そこで、道徳教育についての学校教育の任務は、第一にすべての教育の過程を通じて、子供の知性と感性を育てることによって価値選択、価値判断の自主性を知的に育てること、これが第一だと思ふんです。

そして第二には、生活指導、自治活動などを通じて、一人一人の子供の集団に対する認識と行動力を身につけさせることだというように思っています。もちろん、道徳教育は学校だけではなく家庭、学校、社会の三者の関連と協力のものと行われなければなりません。第一の知性、感性の教育と、第二の実践力の訓練とが結びついてこそ初めて自主的、民主的人格の形成を目指す学校における道徳教育が構成されるものだというように思っております。

そこで、教科として道徳の時間を特設をして、政治が是とする価値観を徳目として教え込むというのではなくて、道徳教育は全教科を通じての知育と生活指導の過程を通じてなされるべきである、こういうふうな考えをしております。

後、さらに御質問がありましたら、お答えいたしますが、以上が今日の日本におきまして、国内であるいは国外で騒がれておる道徳心の低下であるというところにたえるための一つの政治的と言いますが、経済活動の面あるいは教育の面でもやるべきことではないかというように考えておることを申し上げて、私の意見を終わらせていただきます。

○委員長(内藤三郎君) どうもありがとうございます。樋口参考人にお願ひいたします。樋口参考人。

○参考人(樋口恵子君) 樋口でございます。徳育の振興とおっしゃいますからには、やはり現代の特に青少年についての徳育が衰えているという、そういう認識から出ているのだと思ひますけれども、私は、まず最初にある高校生の子供の目から見た大人という一つの作文を読んでみたいと思ひます。

「私は、高校一年生でバス通学をしています。四十歳前後の男の人が、隣りの人と話していました。『このごろの若者は、相手の気持ちになつて話をしたり、注意していない。少しは、気にさわることも、我慢しないでいい。』と話していました。『そうす。』もつともなことです。』と話していました。

次の停留所で、一人のおばあさんが乗って来て、男の人たちの前に立つたとき、バスが動いたはずみに、男の人の足におばあさんの足がさわったとき、大きな声で『いたいな。』気がつけてください。』とすごい剣幕、このときおばあさんは、驚ろきと恐怖心でふるえているのみに見えました。

また、まわりのお客さんは、平然とした顔つきで私は驚ろきました。そして、男の人がさっき言った『少しは気にさわることも、我慢しないでいい。』と云うことは、どうなっているのか、それに少し触れただけに、あんなに怒つて、年寄りというものは、足腰が弱まってるのだから私たちよりふりとするだろうと、思わないのか。そして、私だったらたぶん、『気をつけてください!!』ではなく『だいいじょうぶですか。』と聞きかえしたでしょう。『う。』、こういうことを指摘しています。

また、中学三年生のときにつくづく感じたこととです。『私も友達も、高校受験という苦しい門を目前においていました。そして、友達はおとうさんの会社の社宅に住んでいました。しかし、そういうところは、子供同志のライバル意識よりも、母親同志のほうが、なんとすさまじいでしょう。』

「あそこの子は、×学校を受けるから、あなたも、がんばつて絶対に×学校を受けて入らなさい。」「○号の子は、☆学校を受けて入らなさい。』、もっと良い学校を受けて絶対に入りなさい。』。まるで親同士のスバイゴッコ。外面では、ニコニコと世間話をしていると思えば、内面では、このような考え、です。

まあこういうことが指摘されておりました。私は、現在の高校生、青少年というのは、意外に健全な意識を持っているのではないかと。むしろ、徳育という点においては、反省すべきは大人の側ではあるまいかというのをまず申し上げておきたいと思ひます。大体、最近の若者はというふうな悪口を言うのは年配の人間にとりまして、大変気持ちのいいことではないかと、私自身もこのごろはそういうことを言うのが大分気持ちがよくなつてまいりました。ということは、実は自分自身が老化現象を起こしていることだつくづく自戒いたしております。

さて、私は、昭和十五年に小学校に入學いたしました。昭和二十年敗戦の年の三月に国民学校を卒業いたしました。いわば国民学校教育を最も長く受けた世代の一人でございます。もちろん、入學から卒業まで修身という名の道徳教育を受けておりました。その立場からお話し申し上げたいと思ひますけれど、あれは国民学校五年生ぐらいだったでしょう。そのころ学科の好ききらいがでまして、何が好き、何がきらいなどというのを友達と話し合っていた日のことを、修身教育というとなつて思ひ出します。私は修身はきらいでした。なぜかというところの時間だけとりわけ姿勢を正しくしていないとしかられるからなんです。国語やその他の時間では大したことないんです。が、修身となると、きちつとしていなければならぬ。そして余り物を考えなくて済むからです。だから私はつまらないと言ひましたら、友達にはあら修身ぐらゐ簡単なものはないじやないの、試験のとき思ひもしないりつぱなこと、してもいいりつぱなことを書いておけばいいんだから、こんな簡単なことはないわ。算数や何かは自分で考えて答えを出さなさいいけないけれど、修身は答えが決まっているんですものね。これは戦時下のわずか十一歳の女の子の会話でございます。当時の修身教育というのは、十一歳の女の子の目から見ましても、この程度にしか考えられていなかったということを、やっぱり当時の文部省の方々がもしいらつしやいましたら考へてみる必要があるんじゃないかと思ひます。

ところで私は、それじゃ道徳教育は必要か必要でないかと言ひましたら、これは絶対に必要なことだと思ひます。やはり私たちは何をもちつて自分が崇高と考へていくか。自分が美しく、そして自分がたつとんでいくかというところは、やはりさまざまな材料、さまざまな選択に関するその基礎となる知識というものを与えられて、初めて身につけることができるのでありまして、野放しでありまして、私は単純な人間性善説に立つことはできないと思ひます。そして道徳教育というものは、これは人間が生まれた日から出発するものでありまして、学校教育だけ考へるということにも私は反対でございます。やはりいま現状徳育というところについて不満を持つならば、やはりまず最初に反省しなければならぬのは、いまの高校生の指摘にまつまでもなく、人が最初に生まれる場である家庭というものにおいて、一体一人一人の大人が徳育というものをどう考へるのか。それを考へていく必要があると思ひます。私は不勉強でございます。そして、そんなに道徳教育が出発したころのを余り読んでいなかったんですけれど、きのうにわか勉強で、昭和三十三年に現在の義務教育の道徳教育が出版するときの指導書をちょっと開いてみました。そこで気になりましたことは、別に真正面から反対しなやならないようなことはそれほど書いていなくて、もつともだもつともだと思ふこともたくさんあるんですけれど、ちよつと気になりましたのが、ここで言おうとしていることは、高度な人間像や価値体系の具現を要求しているのではない、義務教育における道徳教育は、日常的、社会常識的道徳教育であるというふうな書いてあるのは私は気になりました。考へてみましても、道徳とは何かということになつてくるかも知れませんが、いわば高度な人間像や価値体系と離れた道徳というものはあり得るのだろうか。それから離れまして、日常的、社会常識的道徳教育となりますと、かつての修身教育のような徳目教

育、生き物を哀れめ、親に孝行せよ、非常にばらばらに離れた一つ一つの徳目をこころせよあせよと言ってくる。そういった日常的、瑣末の人間像をつくり上げる。その一つ一つの行動規範を押しつけていくということではなくなるのではないかと思います。日常的、社会常識的徳徳教育といいますが、あいさつをきちんとしようとか、借りたものはちゃんと返せとか、そうなりますと、この間の爆弾犯人なんていいますのは、大変現在の道徳教育をきちんと受けている人と言えないこともないわけです。非常に日常的、社会的徳徳をきちんと守った人たちでありました。私はやはりこの道徳教育といふものは、どんな人間像、どんなふう生きるかということを考えることから出発するのだと思います。

最近、親たちの中で、ラジオの番組とかテレビの番組などで、どんな人になってほしいですかというのを聞きますと、これは大体、赤軍事件ぐらいを境目にいたしまして大変大きく変わっております。それまでは、いわば自立できる人とか、自主的な人間、あるいは個性を伸ばすなどというところが大変多く返ってくる答であったんですが、どうも赤軍事件で、これはマスコミも悪かったと思うんですが、親を大げんか引張り出して、そして親の顔が見たいなんてやって、まあ親たちはあれでふるえ上がってしまっていて、その後から親たちが口をそろえて言うことは、まず人に迷惑をかける人間になってほしくないというところが、まあこれは恐らく十人の親に質問をしたら、第一に出てくることは、そうですね、とにかく人に迷惑をかける人間になってほしいと。これはいわば文部省版期待される人間像には、私もいろいろ申し上げたいことだと思いますけれども、やはり国民的のコンセンサスとしての期待される人間像というのは、それは私、その時代その時代でありますし、必要なものだと思います。現在、それを言うならば、人に迷惑をかける人間というものがコンセンサスになっていると思うんですけれども、しかし、そのことには、私は実はそれが

徳目教育として出されてくるとしたら、一つ大きな疑問があるんです。と申しますのは、迷惑をかける人間になれと言っているのではありません。いわば一つ一つの徳目教育になってしまっていて、人に迷惑をかけるいけないことが徳目として抑えられると、いわば高度な人間像、一貫した価値体系というものと離れた、人に迷惑をかけるいけないことはどういふことなのだろうか、一例を申し上げます。

これは団地などへ行きますとよく見受ける風景でございますけれど、たとえば子供が押し入れの上などからどかん、どかん飛びおります。そして見ておきますと、大抵お母さんがしかるんですけれど、いまはやりの言葉でしかるわけです。だれちゃんおよしなさい、人に迷惑かけますよと。ところが迷惑というのは実は抽象的な言葉でありまして、三歳の幼児には絶対に理解できません。ですから、彼ないし彼女は相変わらず飛びおっているわけです。そのうちに、やめないのでお母さんはこう言います、やめなさい、下のおばちゃん怒ってくるわよと、こう言いますと、これは非常に具体的で、迫力に富んでおりまして、よくわかるもんですから、彼はびたりとやめます。

それから、たとえば今度は砂場へ遊びに行こうとします。そうすると、まずお母さんが偵察隊で出まして、ああいまいじめっ子いないから出ていいわと言います。それから、あるいは今度はいじめっ子のお母さんは、外へ遊びに行きたいと言っていると、人に文句を言われるのがいやですから、だれもいないところを見計らって、ああいまなら遊びに行ってもいいわと言います。人に迷惑をかけるいけないという、大変な美名なんですけれど、実はこういう教育の中で、人間と人間の関係を断ち切り、本当は、子供時代には迷惑かけたりかけられたりしながら、人に踏まれて自分の痛さを知ってという、だから相手も痛いだろうという、そういうプロセスを経なければ、迷惑ということとは理解できないと思うんですが、現在の、人に迷惑をかけるいけない教育という美名のもとに、人に文句を言

わなければならないにしてもいい人間、文句さえ言わなければならないにしてもいいではないかと、実は他者に対して非常に無関心な子供を育て上げているのではないかと。

もう一例を申し上げます。たとえば幼稚園の中では、人に迷惑をかけるいけないとか、決まりを守るなどというものは、これは幼稚園の段階でもよく出てくる徳目でございます。私が見ておりました幼稚園にも、いろいろな決まりがありまして、決まりを守ろうということとはよく言われておりました。たとえば、具体的なことで言えば、ブランコは一人占めをしないこと、みんなで乗ろう、そして二十乗ったらかわるなどという決まりができていました。大抵の子供はその決まりを守ります。

ある女の子は、二十乗ったら自分から、だれにも言われぬのに、さっさとやめました。それで私が彼女に「よくかわったわね、どうして」と言ったら、そばに立っている先生をじろつと見て、「だってこわいもん」と言いました。その次の子供に、「なぜかわった」と聞いたら、「だってゆきはいい子だもん」と言いました。要するに、だれか見ていてこわいから、あるいは自分はいいい子だからという誇りに支えられてかわっているわけなんです。ところが一人だけ大変な男の子で、絶対にかわらない子がいました。数は幾らでも数えられる、そういう能力は発達した子供です。それから、百も二百も乗って絶対にかわらない、みんなでもあまされておりました。で、先生はそれのときどうしたかといいますが、彼に、二十乗ったら絶対にやめろと言わねば、その生活場面で彼に一人の友人ができるようにしむけていったわけです。みんなにつまはじきされていたんですけれど、だんだんと彼には友人と呼べる人間が一人だけできてきました。あるとき、彼が並んでいる子供をしり目にブランコをしているところへ、

先生が、そのようやう友人という関係のつくれた男の子を、行列の一番前にすつとこう立たせたわけですね、そのうちにその子と二人の目が合いました。そうしたら、絶対にかわろうとしなかった

その男の子は、ふわっと笑ったと思うと、自分からブレーキをかけて、その友人にかわったわけですね。

実は、私は決まりを守るとか、人に迷惑をかけるいけないというの、そこに基本があるのではないかと。思いました。彼は実は目の前にいる男の子を友人として愛している、友人として愛するという愛情を通じて、ああ自分が乗りたいんだから、あいつも乗りたいんだらうなということを理解する、そうして、その子にかわってやろうというふうになつていく。決まりということも、最初は決まりとして教えることも必要だと思いますが、結果としては、自分も乗りたいけれど相手も乗りたいだろう、それをそうなんですと論理的に教えられなくてはなくて、相手を受容することによって自然にそのことを理解していく、そうしてその愛というものがだんだん知識、人間関係、経験の広まりによりまして、単に自分の仲のいい友達からだんだんとクラスメートに、幼稚園全体の人間に、ひいては地域社会、国の人間、世界の人間にと広がっていく、いわば人に迷惑をかけるいけないというの、基本には相手の痛みがわかるからかけない、相手を愛しているからかけない、それから決まりを守るといふのも、仲間を受容しているから、だから守るといふ、それが私は言ってみれば、基本的な据えていかなければならない問題、たとえば一つの迷惑をかけるいけないという徳目を挙げて言うならば、そういうことであらうと思います。

ですから、そう考えてみますと、かつての修身教育のように、徳目だけ取り上げてまして、ある時間でも何々せよこうせよと言っても、結果としては私は無意味なことになる。現在の道徳教育が、もしそういう形で、その時間だけで話されているとしたならば、一番物を考えなくていいわという時間になるのではないかと思います。

その意味で、その道徳、徳育などというのは、人間関係、社会関係の中で初めて具体的に生活して実現されるものでありまして、そうしてたとえれば、これは国語の教科書に一体どういう題材を

とってくるか、社会科の中で何を学ぶか、家庭科の中でどういうふうなことを考えるかと、私はこれはあらゆる教科がすべて道徳教育であらう。また、そういう教育でなければ本當の教育ではなからうと思っております。

そういう意味で、私は、この昭和三十三年、基本的人権という言葉は——もちろんその中にも、権利とともにという言葉は使われておりましたけれど、一方で義務という言葉は非常に復活したいような道徳教育ということには、これはやはりそのとき世論でいわれていた修身教育の復活という道徳の時間の特設ということには私もやはり賛成はできません。しかし、いま横枝委員長がいろいろおっしゃいまして、おっしゃっていることを基本的に私は賛成でございますけれど、しかし、親の側に、やはり学校教育の中に、いま、道徳教育がなくなっているんじゃないかと、そういう不満があったことは確かだと思ふんです。おっしゃることは一々ごもっともですし、しかし、いわば修身や教育勸諭というものがなくなりまして、そういうものにかわる価値体系を、まあ私などの感じるところで見ますと、かなり修身教育の復活的な形で文部省が出してきた。それに反対です。しかし、それに反対するならば、やはり今度は日教組の方々、先生方が考えるモラルというもののついて、これを具体的にやはり打ち出していく努力が必要だのではないかと思ひます。なかったとは申しません。確かに生活綴り方運動とか、マカレンコの集団主義とか、あるいは生活教育運動とか、教師集団がいろいろな努力をしてきたというところは、これは十分わかります。しかし、それが試行錯誤の段階で終わってしまった、普通のなものとして、父母を納得させるような価値観を生み出し得なかったというところは、私は、やはりこれは日教組の方にも不満を持っております。

さて、最後に、申し上げたいことは、教育全体のあり方が変わっていきまじと、私は幾ら道徳教育——道徳の時間をもそも特設に反対でございます

ますけれど、仮に一週に二時間、二時間設けたところで、徳育の振興などということはできないのではあるまいかと思ひます。特に戦後の教育の中で親にも社会にもたつた一つ残った価値観というのは、できるだけ勉強していい学校に入つて、いい学校を出て一流の会社に入つて、いま教育の周辺で一番強固に残っている、現在する価値観は何かと言われたら、これははつきり言つてこのことではないかと思ひます。ですから、どう生きるか、いかに生きていくことが人間の生きる生き方の中からすば抜けてしまつて、どこに入るか、何になるかということがあるんですけれど、実は同じ医者になったとしたら、患者の側に立つ医者になるのか、大いにもうける医者になるのか、政治家だつて同じことだと思ひますけれど、これは政治家になるか、医者になるといつたつて、どういふ政治家になるかこそ問われなければならぬのに、このいかにというところが抜け落ちて、何にというところだけが残らなくなつてしまつた。私は、あえて指摘すれば、このことが一番大きな問題ではないかと思ふのです。実は、これは考へてみると戦後だけではないのかもしれません。先ほど申し上げましたように、本當の徳育の基礎というものが、これは人間関係のいろいろな具体的な場面ですと、人と人がぶつかり合ひながら、そして一つ一つ矛盾する場面を踏み越えながら他者との愛情の中にはぐくまれていくというところを考へますと、特に現代の教育というものは学校教育、それもいわゆる学歴教育のルールに乗ることに集中するために子供の生活の場面というものが実に小さく限られてきてしまつてゐる。特に男の子には勉強、勉強と言つて勉強一辺倒になつてゐる。最近、東大生の評判がとっても悪いんです。周り見ておきますと、実は私もその卒業生でございますので、大変耳が痛いんですが、私の友人に建築家がおりました、樋口さんの前だけけれど、住宅建築して、一番家庭教育がなつてないし、一番だめな息子に限つて東大に受かつてるつて言つて言つて、一体どういふぐあいにだめなん

ですかと聞いたら、大体建築家と親たちが応接間とかで相談してゐる、そこへぬうつとやつてきて、人がいることは目が見えますから認識しますから、そうしてぐるりと回れ右してまたぬうつと帰つていくんだけれど、あいさつ一つしないと言つておられます。それをまた、親がごあいさつはとも言わなければ、ごあいさつもいたしませんでとりなすでもなし、目を細くして、ぬうつと入つてきてぬうつと出ていくその息子を目で追ひながら、おかげさまであれがこの春東大に合格いたしましたなどと吹聴する。とにかく、人にそれこそあいさつという行動をよう一言うわけじゃないけれど、とにかく他者を認識するということができていない。これはいわば勉強一辺倒に追い込まれてゐる、自分の生活が一体どのような人に支えられてゐるか、自分のしでかしたことで、自分のたとえば食べた物、着終つた物、そういう物が一体どのような人たちの手によつて始末されてゐるのだから、そういういわば、特に男の子、現代社会においてエリートと呼ばれてゐる人の周辺からいへば生活と労働とが完全に抜け落ちてしまつてゐる。ですから、もう時間がなくなりまして、結論だけ申し上げますけれど、私は、いま、家庭科の男女共修を進める会」といふののメンバーでもございますけれど、この家庭科といふと、何だ、男に裁縫をやらせるのか何とかが——やつたつていいと思つておりますが、あえて申し上げれば、そういうことだけではなくて、生活というものを、そして生活の中で触れ合う家族、社会の人間関係、その間におけるモラルというものの、だから、いわば公害なんというものは本當に後始末の問題だと思ひますけれど、一体自分のやつてゐる活動を一貫したものとして完成する人間のモラルというものを考へる、そういう教科として私は家庭科、生活科というものを、これは小学校の段階から男女共修で実現してほしい。徳育というものもそういう具体的な場でこそ知識を通して養われるのだと思つております。

次、大槻参考人をお願いいたします。

○参考人(大槻健吾) 私は専攻は教育学をやつておりますが、どうしても本日の趣旨にもかかわりませず学校教育に偏しがちな考え方を述べることになるかと存じますが、あらかじめお許しくださいたいと思ひます。

時間が短つたので、体系的に徳育——道徳教育のあり方について述べることはその能力もございせんので御勘弁願ひまして、気がついたままに現在の道徳教育問題について幾つか問題点を御指摘したいと思ひます。

まず第一に申し上げたいことは、これは先ほどすでに横枝さんもおっしゃつたことでございますが、道徳教育は何よりもまず日本国憲法、教育基本法の精神に即して行われなければならぬという点でございます。その内容は繰り返して申し上げます。これは憲法や教育基本法にそういうことが書かれてゐるから守らなければならぬとか、そういういふようなことではなくて、実は憲法並びに教育基本法が日本の国民が戦争による被害を受けるという大きな犠牲を経て歴史的にたどりつくことのできた一つの認識ではないかと思ひますし、そしてまた、それが同時に、世界の人類が長い歴史の蓄積を経てつくり出してきた普遍的な価値の点では何よりもまず憲法、教育基本法の精神にのつとるということも大事にしなければならぬのだと考へております。そしてまた、教育基本法の第二条に述べられておりますように、こういう教育の目的があらゆる機会にあらゆる場所において実現する努力をしていかなければならぬと考へるわけでありまして、そういう意味合いにおきましては、必ずしもこれは学校教育だけの問題なのではなくて、社会や家庭や、そういうものの全体を通じて、そしてまた、学校教育の中でも何か道徳教育というそういう部面だけに限つて言うべき性質のものではないというぐあいに考へております。これが第一点でございます。

第二に、それではどのように、また、どのような道徳教育をやっていくべきかという問題に入るわけでございますが、第二に申し上げたいことは、道徳教育ということはすでに御意見を申し上げました他の御三方も御同様の御意見ではなかったかと存じますが、それぞれの人間が内面的な価値を形成していくことであらうかと思ひます。そういう意味から言いますと、それはあくまで子供や青年の自主性、主体性を形成していく、そのことを基礎にして行われなければならぬものだと考えております。この場合、特に幾つか申し上げたいと思ひますが、その中で一つ申し上げたいことは、道徳教育ということがとく一般的には管理統制ということと混同をされやすいわけでありまして。たとえば、この学校は道徳教育がなっていないというように場合によっては、管理が行き届いていない、統制が十分でないというような意味合いに使われることが多いわけでございます。これは道徳教育ということのやっぱり意味を取り違えた考え方ではないか。管理ということは大人があらかじめつづいた一定の秩序、その中に子供や青年がいかに従順に従っているかという、そういう問題でありまして、これは本當の道徳教育ではないと、本質的には違ふと私は考えるわけでございます。

第二に、それではそのような子供、青年の自主性あるいは自発性が育てられるためには、その彼らの自発性を引き出すことができるような教育活動が現在の学校を中心とした教育全体の中に保障されていかなければいけないと思ひます。もう少し言いかえますと、子供たちが、俗な言葉で言いますと、生き生きと学校に通う、学校へ行くのがうれしんだというふうなそういう生き生きとした学校の活動あるいはまた青年に即して言いますと、青年が勉強することに生きがいを感じていくような、そういう生きがいを見出せるような教育というものはないか。私も長年大学教育に従事しておりますが、私の狭い経験の範囲内で申し上げ

すと、現在の大学生に、たとえば、君たちはなぜ早稲田大学へ入ってきたのか、なぜ大学へ入ってきたのかというのを正面から問い詰めますと、まずほとんどの青年はまともな答えられないわけでありまして。それが、たとえば私はときどき東京の小平にございます朝鮮大学校を訪れることがございまして、朝鮮大学校の青年に、君たちは何のために大学へ入っているのかというのを聞きま

すと、彼らはそれを祖国の建設あるいは平和的発展のために、こうこういう意味で自分のこの学問を役立てたいんだということを堂々と述べます。しかし、日本の青年にはそういうことが十分言えない。果たしてそういう質問をされるとときまじししまして、そんなことを聞かれたの初めてだと、考えてみると、おれは何のために勉強しているのか、何のために大学へ入ってきたのか。回りで言うから入って来た、みんなが行くから来たんだ、親が言うから来たんだというふうな、いわばそこに出るから山に登るんだ式の、そこに大学があるから大学に入ってきた式の、そういう生きがいを見失った青年が最近非常にふえているのではないかと考えられます。これは、やはり私

た生きている目的というふうなものを、目当てというふうなものをつくり出せるような社会というものを私たちが自身がつくり出さなければいけない問題ではないかと考えるわけでございます。それからその中で第三に申し上げたいことは、やはりすでにこれは他の方もおっしゃいましたように、道徳教育ということは学校だけでは達成されないこととございまして、いわば学校、社会、家庭というふうなものが一体になって有機的に連関をつくり出して日本人の、日本の子供、青年たちの徳育というのを考えていかなければいけない問題なのですが、とりわけ、その中でも学校が果たす役割は大きいわけでございまして、学校がそれぞれの地域に即した自由な教育活動ができるように行政的にもこれを保障していくことが今日とりわけ重要になってきているのではないかと

と考えます。

以上が第二でございます。

第三には、道徳教育ということとは言葉の問題ではない。言葉の教育ではないんだということでございます。言葉の教育ではないんだということと、それは実践を通して子供たちの身につけていくものであらうかと思ひます。たとえば友情ということとをどんなにいろいろな資料を整え、文章を読ませて友情という意味を理解させてみても、それで友情ということが子供たちに身につくわけではなくて、むしろ、たとえば体の弱い子がいる。しかし、そういう体の弱い子も含めて学校全体で、子供たち全体で取り組めるような学校行事に参加していくためにはどうしたらいいんだというふうな問題を子供の間で投げかけて、子供自身が討議をし、計画をし、そして実行していく。そして全員が生きて参加できるような学校行事を成功させるといったときに初めて子供たちには、そういう子供をみんな取り巻くことがやりのけたんだという喜びと感動をもって迎えることができるわけですね。これがつまり子供たちに友情というものを真に理解させていく基礎になるんだらうと思ひますから、そういう意味では、決して言葉の教育や、本の上の、文字の上の教育であつてはいけな

いじゃないかというところが第一点。したがって、第二に、そのことと同じになります。道徳の時間を設けて、そこで道徳教育が深められるというぐあいには大変な思い込みであるし、またへたをしますと大人の思い違いになっていくんだらうと思ひます。とりわけ、現在の教育の中で気をつけなければならぬことは、その特設の時間を設けるために、どうしてもこれはいわば徳目を押しつける。その徳目の内容にはいろいろ是非があらうかと思ひます。押しつけてしまふという結果を招いてしまふわけでありまして。そこに最大の欠点があらうかと思ひます。それから第三には、言葉だけでは教育とい

うのは、やはり親とか教師とかいうものが子供や青年に向かって裸の人間性でぶつかるような教育活動が保障されなければならぬと思ひます。おれはこう考えるのだというのをもちろに子供たちにつけていく、そして子供達の間でそれを討議させるということを通じて本當に正しい意味での指導性が出てくるのではないかと。しかし、教師が、たとえば裸で子供たちにつかれるためには、いままのようマスプロ教育がそのまま放置されていたのではとてもできないこととあります。時間割とか、その他のことで教師が教育活動の自由を奪われているという現状のもとではそれが十分果たせないということも、これまた、改めて申し上げる必要もないことではないかと思ひます。

言葉だけでは足りないのだという第四には、やはり道徳教育は科学的な認識の裏づけを常にしていくことが必要かと考えます。裸の人間性でぶつかることが必要だということを言いましたけれども、裸の人間性だけでぶつかるような教育だつたら、これはもうきわめて感性的な偶発的な教育、たとえば道場の教育だとかいったような職前にも行われた教育がございまして。それを私は全面的に否定するものではないのですが、同時に、それは常に科学的な認識に裏づけられていかなければいけない。そのためには学校教育の中で、たとえば、教科の指導がきちんと行われているような、そういう中身を大事にしていくといったようなことが大切だと考えます。

いわば、この第二点の中で申し上げましたことを総じて言いますと、教育の全体制が生きていく息吹をもって子供たちを取り巻けるようにしていくことではないか。学校全体が生きて動いているという実感を持っていると、それが親たちにも、子供たちにも、教師たちにもわかるようなそういう教育のあり方、教師が自信を持って子供たちに日々接しられるような、そういう教師の教育活動、現在のように競争とか能率による選別が行われているのではなくて、どの子もみんなが生きていくのを輝かせて、学校に行くのが楽しくてし

ようがないと、そういったような体制をつくり出すこと、文化価値の高い教科の指導がきちんと保証されていること、そういう状況の中では、今日たとえば、中学校などでは最も大きな問題だとされる非行生徒の問題がございしますが、非行生徒の問題は決して学校だけで防ぎ切れるものではないとは思いますが、学校もまたやらなければならないことが十分あり得るわけなので、そういう非行などが起こり得ないような雰囲気というものを学校がつくり出していくならば、実践的にも、全く皆無とは言いませんけれども、やはり非行の生徒を少なくしていくというような実践を私たちはたくさん見受けることができるわけであります。

それから大きな第四といたしまして申し上げたいことは、いわば、私がいままで申し上げたことは、民主的なモラルを内面から形成していくというところでございしますが、その場合に、しつけとの関連を考えておかなければいけないということでございます。

しつけと申しますのは、一定の型の教育を当てはめて無条件にその型の中へ子供たちをはめ込むことであります。考えて行動することではなくて、考えないでもその型どおりにできるようなになるまで、そこまで訓練をすることがしつけでありま。したがって、しつけは道徳教育とイコールではございません。しかし同時に、しつけが全く道徳教育に関連がないのではなくて、民主的なモラルを形成していく基礎になるしつけもまたあるというぐあいに考えます。このようなしつけは、たとえば常識的にはしつけは家庭でというように、一種の分担主義がございしますが、今日のように、生活の変化が非常に著しく変動しているという状況の中で、もはや、しつけは家庭で、何々は学校で、何々は社会教育でという、そういう分担主義ではできなくなっている、現実には合々なくなっている。家庭も学校も社会もいっしょになつて教育的環境をつくり出すためのそういう体制をみんなの努力でどうつくっていくかという

ことが非常に重要になってきているわけではないかと思ひます。そして、しつけに關して言うならば、そういうことを家庭や学校が協力しながら民主的なモラルを形成していく基礎になるしつけとは一体何なのかというのをじっくりと考えて、その大事なことは、これはしっかり幼いときから育て上げるといふことをしなければならぬのではないでしようか。たとえば、働くことをいやがらない、人の命を大切にすることにかかわるようなしつけは、これは幼いときからきちんとしていかなければいけないのじゃないかと私は考へております。

最後に、第五に、総じて道徳教育は、日本が戦前のいわば教育勅語のもとで押しつけられた道徳教育の歴史を持っており、総じて、道徳教育について、特に私たちのような世代の者はとかくこれに対して拒否反応を起こしがちでございます。私自身をとってみても、道徳教育が必要でないなどとは一度も考へたことはございせんし、非常に大事なものだと思ひながら、しかし現実的道徳教育になると、やはりその積極的な意義を見出せなかつたわけでございますが、しかしいま、私たちは大きな歴史発展の、歴史の展開の時期に到達しているわけでありまして、そういう日本においては世界的地位から考へてみても、新たなやっばり道徳というものを私たち自身の手で、下からつくり上げていかなければいけない時代に到達している。そのためには、道徳教育の積極的な意義を国民のいっしょにみんなの知恵で、国民の英知を集めてつくり出していく必要があるのではないかと、そのための自由な論議を見出していくことが大事である。そういうときにとりわけ注意しなければならぬことは、事を焦ってそれを上からいふば権力でこれに介入したりこれをリードしたりするといふようなことは絶対に慎んでいかなければいけない。これは、われわれ日本の国民がいままで長い歴史を通じて、いやというほどそのことによつて、せつかく下からつくり上げられようとするものが踏みつぶされてきたという歴史を考へ

るならば、そのことは特に注意を要することではないかというぐあいに思ひます。国民の英知を集めて、いわば国民道徳といふものの創造をしていかなければいけない時期ではないかというぐあいに私は考へるわけでございます。

大要、抽象的な結論に終わりましたけれども、以上、私は五點にわたつて申し上げました。失礼いたしました。

○委員長(内藤三郎君) どうもありがとうございます。

次に、茅参考人をお願いいたします。

○参考人(茅誠司君) 茅参考人でございます。私、本日申し上げたいと思ひますのは、いまからちょうど十二年前でございますが、私が東京大学の学長をしておりまして、学長としての最後の卒業式、それが昭和三十八年の三月二十八日に行われましたが、その席で卒業生に向かって、やろうと思へばできる親切を実行しようではないかと呼びかけたわけでありまして。

そうしましたところ、大変不評でございまして、うちの学長はいつ幼稚園の園長さんになったんだ、あれは幼稚園の園長の言うことだという批判がございまして。ところが、それがマスコミその他で案外高く評価されて、そして有志が寄つてそれを促進する運動を展開しようじゃないか、できるだけ早くそういう考えを普及させようじゃないかと。それには運動が必要だというのが六月でありまして、ちょうど満十二周年になりました。

これは社団法人でございまして、やはり運動を進めていくためには会員を募つてその会員を中心にして広めていくというやり方でやっておりますが、現在会員の数は九十万ちょっと超えたところでございます。

それから、小さな親切をした人を表彰するといふ制度がございまして、これはたとえば落とした鉛筆を拾つてあげたというのでも結構だと思ひますが、そういうのを表彰しましたのが四十万くらいに達しております。ことに、警官が親切をさ

れたのが毎年三百名から六百名近く、そのくらいずつ毎年表彰式を行つております。

私は長いこと申し上げたいと思ひますが、その根本的な考え方を申し上げたいと思ひます。

実は、三年ほど前だったと思ひますが、北海道の夏季大学で講演をしたときに、一人の東京から来ました女子大学生が私に質問をいたしました。あなたののおっしゃっている小さな親切といふものは、あんまり形式的であるためにさつぱり進展しないんじゃないか、そういう質問を受けました。そこで私は、それじゃ、あなたは何を本質的なものとお考へですかと聞いたところが、私は本質的なものを持っていますと。そうでなく、それじゃあなたは何にもすることがないんじゃないですか、本質的なもの以外はないとおっしゃるんだつたら何にもないんですかと云つたら、まあそういうわけですよ。私の言うのは反対です、と。私は、私自身も本質的なものには何にも持っていない、けれどもたとえれば紙の吸いがらは灰ざら以外には決して捨てないとか、紙くずは道には決して捨てないといふことを一生貫いてやっていたらその人の心の中に何か本質的なものが目覚めるだろう、私はそれを大事にしているんだと。それは自分自身で経験を通して自分の中

に一つの価値観をつくり出さうと、それこそ一番とうとういものだろうと私は思ふんで、私自身もまだ何にもありませんけれども、私はたとえばエレベーターをおりるときに運転手がおれば必ずありがたうと言ふことにしている、たまには忘れることがあつて失敗するんですけども。しかしできるだけありがたうと言ふことにしている。人様にありがたうと言われたらどういたしましてという返事をするにしている、それを一生続けるつもりでおりますけれども、時に失敗はあるが今日までとにかく努力してまいりました。まだ私の心には本質的なものができておりませんけれども、死ぬまでやったら、死ぬときになつて、何か本物をつかんだんじゃないかという気がするんじゃないかといふことを望みに私はやっています。

です。そう申しました。

私の申し上げております「小さな親切運動」というのも、形式的なことから始めても必ずその人の中にはとうとう経験の集積である価値観というものが生まれるだろう、それはその人の価値観なんだという、それを私は一番大事なものに考えているのであります。そういう精神でやっておりますが、しかし、ときどきいろいろの印刷物等には、そうでなくて、人には寛大であれとか、人には愛情を持てとかいって、何をやっていいかわからないのがございますが、あれは私の考えではございません。私は、直接にこういふことをしてくださいます。実行を伴うもの以外はおしえておりません、私自身。で、その経験の集積が、私は一つの価値観の基準になっていく。それは人によってみんな違うかもしれないが、共通のものが必ずその中にあるだろうという考えでございます。それが道徳教育という名前の中の実践的道徳教育の基盤であるといったような考えでございます。それだけを私はごく簡単に申し上げます。ただ一点でございます。

○委員長(内藤三郎君) どうもありがとうございます。以上で参考人からの御意見の陳述を終わります。

これより参考人に対する質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○有田一寿君 諸先生方からそれぞれ大変含蓄のあるお話を伺いまして大変参考になり、教訓を得たわけでございます。最初にお礼を申し上げます。二、三箇条に私お尋ねさせていただきまして、どうか簡潔にお答えをいただきます。二、三の先生にお伺いしたいと思います。

最初に横枝参考人にお伺い申し上げますが、いまおっしゃった中で、永遠不変のものは認めないと、相対的価値を将来子供自身が選択できることにしたい、これが今後の一つの道徳教育に対する考えであるということをおっしゃいましたが、人

間として永遠不変のものというのは、私はあると思うわけですが、昔、学生時代に聞いた言葉ですが、これはカントの言った言葉だったと思います。が、「空にあっては輝ける星、人間にあっては輝ける良心」ということを言っておりますが、私はそういう基準というか、物差しというか、何か永遠不変のもの、一つの理念があつて、そして初めて他を批判したりあるいはそういう理想に近づこうとする努力、勇気が生まれるのではないかと、う感じがしてならないわけでございます。特にきょう諸先生方から、ほとんどの先生方から出ました言葉に、人間らしい、人間として恥ずかしい、人間という言葉が生まれたが、この人間という言葉、これはまあイザヤ・ベンダさんなんかのあれ読んでみますと、日本教というのがある、もうすべてこれは人間ということに突き詰められておるようだというので、これは極めて書いておりました。だから私はこれを伺いたいんですが、道徳には、社会主義社会における道徳あるいは共産主義社会、自由主義社会における道徳というものも、十分あり得ると思えますけれども、その以前に、思想、体制以前に、人間が共同生活を営んでいく限り守らなければならないエチケット、ルール、それこそ人間としての何かがあるではないか。これを道徳教育というので、いろいろ教科を通じ、あるいは実践を通じ、切磋琢磨しながら身につけていくということ、これを一つの物差し、目標にするということ、これを一つのもので、自然に言つても、大人の場合は、いま芽先生がおっしゃいましたようにできると思いますが、子供の場合はむずかしいのではないか。そのことについてどうお考えでしょうか、承りたいと思います。

○参考人(横枝元文君) 私、申し上げたことは、いわゆる時と所を超えて、永遠不変のものではないと、価値観というものは、こゝろこゝろと申し上げ方をしたわけですが、いま有田先生からおっしゃった時、所をすべてあるいは思想を超えて、その以前に永遠不変のものがあるのではないかと、こゝろこゝろと申すわけ、これは抽象的、観念的に申しますと、あるような感じはいたします。ところが具体的な問題に直面しますと、常にその価値というものは判断をし、選択することに迫られるという場面が出てくることを私は思ふんです。

と申しますのは、ちょっと具体的な例で申しますと、たとえば正義感と言へば、これはこの社会においても、正義感が必要だということが言えます。永遠不変のものではないか。正義とは何かと言つたときに、今度は具体的に言つてきますと、その場面場面で選択をしたり、判断しなければならなくなるんです。たとえば正直、よく徳目に出ておりますが、正直というのは、いわばうそを言つてはならない、こうなると思ふんです。そうすると、一般的には正直であるべきだというのは、社会主義であろうと資本主義であろうと、人間社会では正直であつてうそをついてはならないというものは一般的に言えるのではないかと、こゝろこゝろと申す。しかしながら、具体的な場面に直面して、これは極端な例かもしれませんが、徳のなかのどうなのか。これは極端な例かと思ひますけれども、そういうふうな正直を一つとてみても、あるいはうそをつかないということ一つとてみても、このときには、うそをつくことがむしろ道徳である、そういう場合に直面するわけですね。ですから、概念としての正直とか、あるいは正義とかいうことはあり得ても、その時その時に、あるいはその所に、その事象に当たつて、この時にはどう対処することが一体道徳的に正しいのかという判断をしなければならぬんだ。だからして頭から正直とはこうだといつて教へ込んで、それだけをもう所と場所を、あるいは時を問はず守ればいんだという教へ方をすべきではないんだということを申し上げたんです。

○有田一寿君 昔からうそも方便ということがございまして、確かにいまのお引きになったがん患者の例、あるいは傷は浅いぞというこれもうそです。しかし、本当のことを言へば人は死んでしまふから傷は浅いぞと言う、これはその言葉あるいは行為が、皆の公共の幸せ、福祉に役立っている限り、そのうそが真実であつて、本当のことを言うことがうそであるということを、私も昔、和辻先生の倫理学で習つたわけで、いまだにそういう一つの判断、基準を自分なりに持つておるわけでございます。ですから、いまのおっしゃるうそをする意味よくわかりました。また、私の意味もおわかりいただいていると思ふので、そのことについて私はもうそれ以上申し上げませんが、昔から道徳というものは、薫化という言葉、薫り化するということが言われました。だから先ほど大徳主主義でございまして、こゝろこゝろと申す。徳主主義でございまして、こゝろこゝろと申す。自分が行つていくことがにじみ出て、それが子供にうつっていくというのが、これは私は教育の最高であらうと思ひますが、現実には必ずしもそうはいきにくいから、そこに道徳教育というものは必要ではないかということでございます。これは大徳先生に次にお伺いしたいわけですが、言葉の道徳教育、言葉の教育をやらない方がいいと、実践を通じてということを大変強調なさつたようですが、その意味、私もわかりますけれども、知行合一説ではないんですけれど、やはり知るといふこと、何がよいかわかれば、人をたたいてはいけません、人をいじめてはいけませんといふこと、これも実践を通じてできるとは思ひますけれども、やはりみんなもお互いに一生懸命生きていくんだ、そうして幸せを求めているんだ、自由を求めている、それを害するあるいは自由を阻害するといふことは、やはり半面から言へば、人がまたそうしたら困るでしょうというやうな言葉の教育も私はなければ、子供の徳育教育はないのじゃないか。だから補助的な意味であつても、言葉というものは大変大事だ、言葉というものはもう御

承知のようにロゴスといわれるぐらいに、昔から道とも訳されておりますように、やはり言葉の教育は大切である。しかし、それにしても、それを言う教師の人によりけり、逆効果になったり、よかつたりするとは思いますが、余り実践実践を強調されることがどうかあつたという気がしますが、私の聞き違いであれば教えていただきたい、いかがでございますか。

○参考人(大槻健君) おっしゃるとおりでございます。私も、その中では言葉による教育はやつちやいけないんだという事は申し上げませんでした。それだけでは非常に不十分だ、それだけで道徳教育ができると思つたら、大変な思い違ひなんだということを申し上げると同時に、その中を分節して申し上げたときにも触れましたけれども、常にやはり道徳教育、本當に子供たちの正常な発達というのを遂げていくためには、その背後に科学的な認識というものの裏打ちが大変大切なんだと、そのことを重要視していかなければいけないんじゃないか。裸の人間性でぶつかるというようなことばっかりやっていると、これは昔から行われたやり方だけれども、非常に行き当たりばつたりで道場式な教育になるかと思ひますが、現代の学校教育は常にやはり科学的な認識というものをきちんとしていくといふ、そういうことが大事なんだ。ところが、ついでに言わしていただきますが、現在御承知のように、昭和三十三年以来、学校に特設道徳の時間というものを設けて、そこで道徳教育が行われるというところになっております。こういうぐあいにいたしますと、何か道徳教育はそこでやればいんだと、非常に極端な言い方ですけども、ほかのところじゃ別に道徳教育とは関係ないんだと、こういうぐあいに分けてしまふ考え方がとかくすると出やすいわけでございます。これではまずいんじゃないか。すでにほかの方もおっしゃいましたように、やっぱり学校教育活動の全体、全課程を通じて子供の道徳性というものは育て上げなければならぬ。それは言いかえれば、道徳

性というようない方ではなくて、子供をとにかくまともに正常な人間性を発達させていくんだと、その能力を全面的に開花させていくんだと、そのことが同時にやつぱり道徳的な人間をつくるということにつながつていなければいけないんじゃないか、そういうぐあいに私は考えております。

○有田一寿君 もう一つ、これは茅先生提起されなかつたけれども、茅先生にちよつとお聞かせいたしたいんですが、先ほどから出ております話に、いわゆるこれは西谷先生が出されたヒューマンネイチャーいわゆる人間を人間として育てるために人間の本性を伸ばすといふことを言われましたが、私、終戦後の教育でやはり気にかかることの一つは、自己啓発だとか創造だとか個性の伸長と、こう言いますそのときに、私はエデュケーションとエデュニスというのを引き出すと、だから人間の持つ可能性を引き出すんだと、こう非常に皆自由主義教育学者は言いますけれども、私は眠らせておかなければならないものが人間の中にある。それから引き出した方が、引き出さなければならぬものもある。言いかえれば、動物的な本能、人を害する闘争本能の中の極端なもの、人をたたいてでも自分だけ生きようとするもの、そういうものは持つておくわけではございません、これは眠らせておく方がいいのではないかと、これを考えるわけです。ただ、ここは大変問題ですけれども、ここから道徳教育は始まるのではないかと、オオカミ少年、オオカミ少女になるのではないかと、それは持つておいても自然に人間は育ちますけれども、そこに教育的配慮というものが意識的に行われる必要があるのではないかと、この気がいたしますが、そこら辺のことを、具体的に言えぬかと思ひますが、「小さな親切運動」私もよく承知して、本當に結構なことだと思つておりますが、そういうことから見て善意を引き出していらつしやるわけで、これは結構ですが、学校教育の場合どうでしょうか、ちよつ

とお考えをお漏らししたいと思ひます。

○参考人(茅誠司君) 私、先ほど申し上げたときに、何か本物が心の中にできるだろうと。これは、自分本物を持つた意識するわけじゃないわけなんです。いつの間にかできていて、それによつていまおっしゃつた眠つてゐるかもしれない、しかし、自分自身の即座に判断ができるよう眠つてゐるものに基準を置いて判断ができるようになれば、それでいいわけだと私は思ふのです。そういう意味で、私もこういう「小さな親切運動」などやつた結果、大変りつぱなものを得たなどといふことを期待してゐるわけではなくて、眠つてゐるものによつて自分の行動が左右されるようにしたいといふことだと私は思つてゐるわけでございます。それで、そういうものは、やはり教えるべきものではなくて体験から心の中に築いていくものだと思います。

先ほど実は「小さな親切運動」の、大人では判断ができるだろうとおっしゃいましたが、私は、大人よりも小さいときからやる方が非常にいい。というのは、實際的に子供がたとえば老人に席を譲るなどといふときに恥ずかしかった。けれども、やつてみたなら何とも言えないいい気持ちになつた。そのいい気持ちの集積が、意識してはいないけれども行動になつてあらわれる。眠つてゐるものを育成してゐるのだと私は思ふのであります。ですから、子供のころからやはり社会全体がそういう雰囲気になつていけば、自然そういうものが育成されていく。それが一番大事じゃなからうかといふのがこの「小さな親切運動」の考え方でございます。

お答えにならなかつたかと思ひますけれども、それだけちよつと申し上げます。

○有田一寿君 大体わかりました。一つ最後にしますが、自由の社会の中に生きてゐる人間、これは競争します。自由競争社会、これはエゴから出る発していると思ひますが、それと同時に、共同連帯の気持ちというものも必要で、この共同連帯の気持ちがあれば、私はもう修羅場のような社会

になると思ふんです。この共同連帯、言いかえれば、横の道徳をどう考えるかという問題、これはなかなかむずかしい。

これは樋口先生にお願いしようと思つてゐるんですが、アメリカその他西洋の場合はキリスト教というものがあつて横の道徳をわに強調されてゐる。学校で道徳教育を余りやらなくなつて、教会でも家庭でもいろいろと宗教道徳からくる倫理というものが浸透してゐる。ところが日本の場合は、宗教はあるといへばある、ないといへばない、まあ日本教のようなものはないといへばない、それで、最後に、これを引用して見解を、これに対するお気持ちを伺ひたいと思つてゐるわけですが、これはOECDの教育調査団の報告なんです、ある外国人が——といふことはこの調査団で、こう書いてありますが、いかがでしょうか。

いったん政治教育の問題が解決されたならば、道徳教育の問題はおそろく、いま考えられているよりもつと解決しやすくなる。われわれが外国人であるため、日本人とはちがつた視点に立つてゐるせいかもしれないが、日本の子どもたちの学習意欲は高く、教師はきわめて誠実で仕事熱心である。また全体として、われわれの知つてゐる他の国々にくらべれば、日本の場合には、共通の道徳的基準が学校でも社会でもはるかに多く受入れられてゐるように思われる。したがつて、自分自身と他人とに対する態度や行動の指針となるような道徳的価値の教育については、それが抽象的な政治イデオロギーや対立する政治的利害から切離されるならば、人々が合意に達することがおそろく可能であらう。こういうふうに見える。これは日本の未来に対してまあ明るい見方をしておるわけで、政治的イデオロギーと切り離したならば、とかいふいろいろ書いてありますけれども、まあよくおわかりいただいたと思うのですが、これは一外国人の見解で、全部当たつてゐるかどうかわかりません。それに対するあなたの御見解をひとつ簡潔にお願いを

けです。

○久保直君 樋口参考人にもちよつとお尋ねします
が、家庭教育の問題、親と子供の関係における道
徳教育、しつけという問題もあるのかもしれないと
思いますが、もっと広い意味で、その場合に何か親が子
供に教育する場合の価値判断の基準というものは、
具体的にこれだというふうなものが何かお話し
いただけるようなものがありますでしょうか。あ
るいは具体的なものがなければ、こういうふうな
とらえ方だということでも結構だと思ふんです。

○参考人(樋口憲子君) 私は、たとえば徳育とい
うようなことにつきまして、さつき大槻先生が実
践にというふうにおっしゃいましたけれど、その
ことに全く賛成でございます。ただ、学校教育に
おきましては、ある程度言葉による抽象化、体系
化ということが、それは私はあつていいと思ふん
です、実践を通してなら。だけれど、これは最も実
践を通してということが強調されなければならな
いのは、実は家庭ではなからうかと思つておりま
す。家庭教育をずっと考えてみますと、どうも特
に戦後ですね、しつけという言葉が余りにも評価
されすぎてゐるのではないかと、いふうちに私は思
います。考えてみますと、日本の伝統の中にも、
同じひらがなの「し」で始まるいい言葉があつた
んじゃないか。私たちの親ぐらゐまでは、まだそ
ういうことを言つたと思ふんですけれど、こうし
ていふのは子供の前に示しがつかないという、いわ
ば示しの教育というのがあつたんだと思ひます。
それがいつの間にか戦後死語になつてしまつた。
しつけ、しつけという、いわば型を押しつけてく
る、こういう教育もある程度必要だと思ひますけ
れど、しかし家庭教育と言つたり、あるいはそれ
がイコール家庭で行う道徳教育みたいなムードが
満ち満ちてしまひまして、いつの間にか示しとい
う言葉が死語になつてしまつた。それは実は私は
学校教育においても、家庭教育においても示しの
行へる教育者の方が親だつて、先生だつて実は質
の高い教育者だと思ひます。なぜならば、教育と
いうものは本質的なものが行われるならば、これ

は一方的に与えられるものではなくて、私は学校
でだつて、教師は教えることによってみずから学
んでゐるはずだと思ふんです。示しというのは、
教育する側がちゃんと変わらないうで、相手にだけ
変わることを期待してゐるだけかという、示し
というものは、こうしてゐる親として示しがつか
ないといふから自戒し、そして自分自身をより高
いものに革新していくという、教育することによ
つて親の側が教育されていくということ、実
は私は家庭の中で示しの復活ということをもう少
し唱へたいと思つております。ところが、それが
なくなつてきたのはどうしてだらうかと考えてみ
ますと、これはやっぱり私、高度経済成長が家庭
教育に与へた影響というものをもう少し考えて
いただきたいと思ふんですけれど、父も母も示せ
なくなつてしまつた。父親は不在になりました。そ
して一体どこで何をしているのか、わががわから
ない。示すよりも具体的な存在は、テレビの前に寝
転がっているぐらゐしかないんですから、家庭に
おける男性の生活というものが高度経済成長の中
で全く奪われてしまつた。それから今度は、母親
の方はどうかと申しますと、夫が離れていく分だ
け一対としての、対としての男女関係を失う共通
の場において男性と女性と一緒に社会を創造して
いくという、そういう場を失へば失うほど、今度
はいわば高度経済成長型母子密着関係とも言うべ
き母と子が一体化してしまつてゐる。亭主は達
者で、留守がよいと言つて、そしてその分だけ母
と子がくっついてしまふ。あんまりくっつき過ぎ
ると示すことができない。自分自身の生活がなくな
つていく。私はもっと家庭が家庭なりの教育的
な機能を取り戻すためには、もっと父親の在宅時
間が、これは絶対ふえなければいけない。生活者
として、地域人として生活する。少なくとも、ど
ういう生き方をしているか見るところまで父親
が家庭へ戻らなくちゃいけないと思ひます。母と
子は、教育する者とされる者が持つ一定のやり
距離を逆に取り戻していかなければならぬので
はないか。それから、もう一つつけ加えますと、

やはり自信を失つたと言ひながら、たとえばだれ
でも三十年、四十年生きてくれば、少なくとも、
モラルとはあえて申しません、美意識でも結構で
ございます。何を美しいと思つて、何をいやだと
思ふか。何をきれいだと感じ、モラルなんという
のも美意識に裏づけられてゐることだと私は思ひ
ますけれど、そういうものを一人一人の親が持つ
てゐるはずなんですけれど、これを伝えることに
もつと勇氣を持つ必要があると思ひます。断絶を
恐れて、私は自分の考え方を言わないというお父
様、お母様が過ぎますけれど、断絶というの
は、実は意見が対立するのが断絶ではなくて、連
続しているから対立するのでありまして、本當の
断絶というのは、違つた意見をぶつかり合わせる
ことを恐れて、和氣あいあいとお茶を飲んでごま
かしてゐる状況であらうと思ひます。

○久保直君 じゃ最後に、茅先生にもちよつとお尋
ねいたします。

先ほど「小さな親切運動」を通じての道徳教育
に關するお話をお聞きいたしましたけれど、私はもつ
と直接的に具体的なことをお聞きしたいのです
が、それは問題になつております道徳教育を学校
の教育の中に特設して、徳目を教えるということ
の点については、先生は「小さな親切運動」など
を推進されておりますような立場で、どうい
うふうにお考えになりますでしょうか。

○参考人(茅誠司君) 私はその点は自信がござい
ません。しかし、これだけは言えると思ひますの
は、実行を全然しないで、ただ、教室における道
徳教育だけでは不足だといふ点なんです。やはり
道徳教育といふものがあつて、その線に沿つてい
ろいろな実行をした上で、確かにそつだなとい
うことを子供たちがみずから感ずるということが
なければ教育の効果はないのじゃないか。私も
が言つてゐる「小さな親切」といふのは、そんな
こと言わないで、ただ、こういうことをなさ
い、紙くずを捨てるな、人が困つたら助けてあげな
さいといふことを通じて、心の中に道徳という芽を

養つていくと、自分自身の考え方を養つてい
こうという、そのガイダンスになる、そういう教
育のあることが妨げになるとは思ひませんが、し
かし、そのものが本質とは思ひたくないことで
ございます。

○粕谷照美君 私は、樋口先生と横校委員長にお
伺ひしたいと思ふのです。

戦後の民主教育は、教育基本法の第五条で、男
女は互いに尊重して、協力をし合ひというふう
に、男女の共学の原則をうたつて発足をして三十
年が過ぎたと思ひます。一九四六年の新教育方針
には、女子は妻であり、母である前に人であり、
良妻賢母のみが女子教育の目的ではない。これま
で女子には礼儀作法、茶の湯、生け花、家事、裁
縫が重んぜられ、社会問題や科学的教養を身に付
けさせることに欠けていたが、このようなことは
単に女のために不幸であるばかりではなくて、社
会全体のために損失であるといふふうなことを
言つておりましたけれども、最近、これに對し
て非常に逆行をしていくような情勢ではないかと
いふふうに思ひます。先ほど先生がおっしゃつた
ように、「家庭科の男女共修を進める」という運
動を進めていらつしやる先生の立場から、特に私
は、いつも道徳というのですか、徳育は男性中心
の徳育であつた。男性の道徳で、女性はそのに従
わされてゐたのではないかと、いふ考え方をもちま
すので、これは国際婦人年でもありますし、ぜ
ひ女の立場から徳育を論じていただきたいと要望
いたしましたところ、内閣委員長及び理事の皆さ
んの大変なお計らいで先生がおいでになつたこ
と、心から喜んでゐるわけですが、いまの日本の
家庭の歴史と、女の歩んできた重いこの歴史を考
へるときに徳育といふのですか、教育にはどのよ
うなことを入れていかなければならぬかといふ
ふうなことについて、お伺ひをしたいといふふう
に思ひます。

それから横校委員長には、さつき樋口先生が、
日教組は文部省の道徳教育の時間を特設すること
に反対をしてゐるんだ、そうして委員長のおつ

しゃることはわかるんだけど、しかし、やっぱり父母の立場にしてみれば、父母の願いに日教組はまだこたえていないのではないかと、この指摘に対して、これからどのようにされていくのかというところを伺いたいと思います。

○参考人(樋口恵子君) 実は、この問題については、私自身もかなり生涯かけてやりたいと思っている運動の一つでございまして、仮に私、退席することになって一時十分過ぎまで時間を全部いただいたとしても言い尽くせないと思うのでございまして、要点だけ申し上げさせていただきます。

いま粕谷議員がおっしゃいましたけれど、当時の文部省というのは、やっぱり実はいくことを言っていたと思うんです。女だからといって早くからその力を抑えられたりゆがめられたりすることとは、単に女のために不幸であるばかりでなく社会全体のための損失であると言っていたわけで、そのままだ男女の教育が私は進んでいくのなら日本は、オーバーなことを言えばこんなに世界に冠たる公害体質の国にもならなかったのではあるまいかとすら思っております。なぜならば、これは戦前からでもですけど、一体日本の教育の中で特にエリート教育というのは何だったろうか、男子のエリート教育。これは私の言葉ではございまして、東京大学の初代公書研究所長成能通孝先生のもう亡くなられましたので受け売りをさせていただきますと、四日市でAとBと二つの石油化学工場ができることになった。Aの会社はブルーカラー出身の大ぜいいる会社、Bの会社は旧帝国大学の出身の大ぜいいるエリートのうようよい会社、両方が同じような工場をつくることになって、そうしてブルーカラー出身の大ぜいの方の会社は青写真どおり正確に工場をつくり上げた。もう一つの工場は、技術者たちが寄って上かかって、ここも節約できる、あちかも節約できるというて幾つかの設備をすつ飛ばして、より安価なコストで同じ製品のできる工場をつくり上げた。そちらの方が当時の考え方で新鋭工場と呼ばれたわけ

です。十年たつて四日市は公害の町となって、そしてどちらから公害がよけいに出ているかというところ、エリートが大ぜい集まっているその工場の方からよけい公害が出てくる。ここは節約できる、このパイプとここをつなげばいいってつくられたのは、実は生産には直接関係ないみたいだけれど公害防止的装置であったという話を聞きまして、そちらの方に、国家の税金でより高い教育を受けた人が大ぜい集まっている。戦前からやはり日本の男性のエリート教育というのは、いかに安いコストでそしていかに効率よく物をつくるか、その点では私は戦前も戦後も余り変わっていないんじゃないかという気がいたしております。

一九七〇年ごろから、戦後、価値観の混乱なんと言いつつやっぱり中心は経済第一主義というの、これはやっぱりかなり国民の合意に近いところ、たつた一つ残った、いわば豊かさ追求の価値観みたいなものだったと思いますけれど、七〇年になりましてから公害問題、資源問題、いろんな形でそれらに対するいわば経済高度成長に対する光の影の部分のはっきりしてきています。やっぱり豊かさと言いましたときに、私たちの失った豊かさの基準、たとえば、実はきょうは有吉佐和子さんがいらつしやるわけで、何か御都合悪くて私ピンチヒッターなんでございまして、有吉佐和子さんのお書きになりました「複合汚染」などにも出てまいりますけれど、人類が生きて延びるに足る安全な土壌、安全な水、安全な食べ物、そういうものも含めた安全で豊かな自然をやっぱり失っているんじゃないかと、やっぱり生産というものは人間の生活のためにあつたはずなのにいつの間にか人間の生活と分かれて一人歩きし始めてしまつて、そして人間の暮らしというものをとけ離れたものになつて、むしろ人間の暮らしを脅かしているんじゃないか。暮らしが豊かというのを問う直すとか、あるいは、実は現在の労働、人間が幸せになろうと思つてやっていったことには違ひないんでしょつけれど、一人一人をばらばらにしてしまつて、人間関係が実は大変貧しい社会になつて

しまつているとか、あるいはあつと気がついたら、歩道橋なんというのはいい象徴だと思ふんですけれど、GNPは上がったかもしれないけれど、一番立場の弱い人が外出する自由がなくなつてしまつたとか、それから、GNPは二位だか三位だかわからないけれど、女が命を産むというところが人間社会の発展していく基本だと考えますと、これはアメリカと比べても、イギリスと比べても、フランスと比べても、スウェーデンと比べても、はるかに高い妊産婦の死亡率、そういうものが日本が問ひ返されなければ本当に豊かと言えないんじゃないかと考えられてきたと思います。

考えてみますと、実はいま言いましたようなこと、暮らしの部分、人間が人間の命を産むという営む、それから地域を守つてきた営み、それから常に弱者の傍らにあつて具体的に手を汚して弱者をみつめてきた営み、これは全部男がやってきたか女がやってきたかと言いますと、男の方でもなさつた方がございまして、実は歴史的、伝統的あるいは生理的に言ひまして女性が担つてきた問題ばかりなんです。この価値観が実は明治百年あるいはもっと前からだと思ひますけれど、やはり世の中の中核に据えられてこなかった。私は、この見落とされてきて、そしていまより豊かさやを問ひ返す中でどうやらたどり着いていられる、これが実は本当に女性が担つてきた価値観として、そして社会の中核に据えられなければいけないと思ひます。家庭科の男女共修というののもそういうことでございまして、文教委員会の方先方にお願ひいたしますけれど、ぜひ真剣に取り上げていただきたいと思ひます。

○参考人(樋口恵子君) 日教組の道徳教育に対する考え方は先ほど申し上げましたが、しかし、現状、それでは父母の要求なりに十分こたえられていくかどうか、また、日教組が本当にそうした道徳教育が十分できているのかどうかという点になりますと、私は率直に申し上げて十分だとは言えないと思ひます。それは単に道徳の問題だけでなく、知育についても言えると思ひます。現在父母の、教育、学校に対する不満、不安、不平というものは非常に大きいと思ひます。知育につきましても、ついでにいけない子供が五〇%あるいは七〇%というように言われている現状でありますから、非常な焦りと不安を持っております。また、徳育の問題についても、父母から見れば十分しつこくもつとももらいたいという問題があるわけなんです。ですからこのことについては、これも誤解もありましたが、よくこういう状態になるのは現在の文部省の政策が悪い、教育方針が悪い、だからこうなんだという、それだけではいけないんだということを日教組としてもいま声を大にして言つていられるんです。そういう制度なり政策からくる問題は確かにあります。だからそれに対してはやはり組織としてもその是正方を要求する運動というものを片ややりながら、それができない段階ではもうほうつておくんだというところではならぬんで、そういう不備な制度なりあるいは欠陥のある政策の中でも、現実の教師がいかに力量を高めながら工夫と創意、努力をしながら父母の期待にこたえていくかということをもつともつとやらなきやならぬということとは反省もし、自覚もしているところです。

ただ、申し上げたいのは、特に父母の道徳教育に対する要求というのは端的に言つてしつこい問題からくるわけなんです。しつこいイコール道徳でないというところは、先ほど大槻先生の方からも申されておりましたが、私もそのように思ひます。しかし、しつこいと道徳は全く違うものではない。大きな意味では道徳の中に一つのしつこいというものも入つていくというようにも考えられます。ただ現在の父母が、たとえば一つの例を言ひますと、どうも親の言うことをよく聞かない、従順に従わない、学校の先生がもう少し親の言うことをよく聞くように教えてくれないからなんだとか、あるいは親孝行をこのごろの学校は教えないんじゃないとか、そういう端的な批判も出てきます。しかしながら、一歩これを掘り下げてみると、それでは、親の言うことをよく聞きなさいと

ということが無批判に従順な子供をつくれということとかと問ひ直せば、母親にしても、いやそうではないというように答えると思うんです。そういう日常のある場合には親のエゴからくる不満、そういうふうなものも含めて学校教育に対する不満となつてゐる。そこへ一方から道徳教育がいまおろそかにされてゐるんだというように出てくれば、そうだと、だから修身科の復活へという様な郷愁が伴つて、父母の要求と道徳教育の時間特設とか徳目をもつて教えるということが一致するようから、そこをやはりかみ分けて父母の方々に理解を十分してもらわなきゃならないというように思つておられます。

なお、現在はやはり、先ほどどなたがおつしやつていましたが、しつけというものは、これは家庭でやるべきだとかいう意見もかつてありました。けれども、もちろん現状では、現在のこの生活の中では、核家族というのは、そういう制度ではありますし、さらにかぎつ子というのは非常に多いわけでありまして、そういう中ではしつけは家庭でというより、こういう言い方では済まされな問題で、だから父母から言えば、学校教育に非常にしつけの問題を持ち込んでくるというところは多いと思ひますし、また、それを受けて立たなければならぬやうな生活状況があるというように認識をしておられます。ただ、しつけの問題というのは、これはいわば子供の生活リズムに乗つた一つの訓練でありますから、だからして、これも本来は生活体験の中からみずから悟らせる、みずからお互いに子供なりに討論しながら秩序をつくっていく、このことから守り合う秩序ができてくるわけなんです。ですから、日教組としては、そういう面でもしつけ教育をやるかという点では、しつけなり徳目を設定をして、それを一定の時間教へ込むということではなくて、むしろ、ホームルームとか、そういうところでよく学校をやつております。現在文部省がせつかくつくつてくださった道徳教育の時間というのをホーム

ルームなり、そういうことに使つてゐる学校も相当ありますが、これは私は、それでいいんじゃないかと思ひのは、そういう時間の中で子供相互に何がいいのか悪いのか、あなたはいつこういふことをした、あれはよくないではないか、いやそれはいいんだとかという議論しながら、やはりこれは今度はこうしようじゃありませんかというように子供みずから秩序をつくっていくといふべきで、そういう生き方の中からこれがやはり討論をしながらみずから理解をし、そして実践活動と結んだ道徳教育になつていくのじゃないかというように考えております。もちろん、不十分ですが、さらに、御意見については、私どもも皆さんの期待にこたえられるように十分反省もし、自覚もしてつとつとやつていきたいというように思つております。

○粕谷照美君 どうもありがとうございます。
○委員長(内藤三郎君) 鈴木君、時間がないから簡単に願ひます。

○鈴木美枝子君 簡単に申します。
西谷先生と横枝先生お二人にお伺ひしたいと思ひます。

私は、教育された子供さんが、私は長い間俳優をやつておりました、そしてその子供さんと同じ仕事の立場で、同等の立場で母親の役と子供の役という立場でぶつかり合う仕事をしておりまして、子供さんから私はいつも学ばなきゃいけないと思つていたのです。創造的な立場の場合には、学ぶというときに、子供さんは大変自由なものを持つてゐるなということがいつも私の学びたい一つのことでございました。ところが、あるときに自由な心がとぎれますと、次から次へとNGを出して間違つていく。その自由の心をどこまで伸ばしていくかということが、私は母親の役をやつて、子供さんは子供の役をやつて対等の立場の仕事場の中での経験でございます。一つ間違つていくのでございますけれども、そこで私、子供さんに聞いてみたのです。ものすごく上手だけれど

もおぼちゃんに教えてもらいたいんだ、あなたたちはどうしてそんなにお芝居が上手にできるのか、そうしたら子供さんの答えはこうなんです。大人というのはおぼちゃん疑い深いんだよ、子供は遊んでいてもすべてのことが耳に入つてくるんだよ。耳に入つてくるから監督さん——これは映画の仕事の場合ですから監督という言葉を使います。監督さんがこれこれしろと命令しなくても遊んでいても監督の言うことは全部聞いていますし、回りのおぼちゃんたちの、役者たちのやることは全部聞いてゐるんだよと、それを大人の方が真つすぐ向かないと聞いてないような顔をするということがあるおぼちゃん変じやないかと、大人は疑い深い、こういうふうな言い方をしておりました。特にいま道徳教育の問題がいろいろ出てまいりましたけれども、そういう文化的なモラルの問題の文化的な方向へつけ加えたときに、規制したことで押さえていってしまえば全部NG出していく。NGというのはせりふもできなくなる、何にもできなくなるといふ形へ子供をもし追い込むとしたら、その規制するもののどつかに大きな間違ひがあるんじゃないか。私は四十年子供さんと同じ立場で、対等の立場で仕事をしてきた人間としてそう感ずるのです。

○委員長(内藤三郎君) ちょっと鈴木先生、時間がないから簡潔に。

○鈴木美枝子君 それについて文化面からモラル、道徳の問題を二人の先生に願ひしたいと思ひます。

○参考人(西谷啓治君) そうですね、文化面。私は簡単に言いますと、子供は非常に自由で、いまおっしゃつたようなことはやはり大事なことで、私は、やはり大人でも、そういう子供と同じような心をそこに持つていっていいんじゃないかと、むしろ持つていくべきはずじゃないかという感じがいたします。それからもう一つは、それが型にはめて、さっきから徳目という問題が出てきましたけれども、徳目ということも私は非常に大事なことで、これは小さい子供の場合と

か、それから小学校、中学校ぐらいでも若干そういう——私自身も修身教育というのは、一番きついな学科だったんでありますけれども、つまり徳目を上から押しつけるというやうなあれじゃないに、やはりさっきからお話し出ていますように、実際の生活経験とかいふようなことを通して、そのときそのときのエクザンプル——事例ですね。それに即しながら、やはり子供はこうしたらどうだとか、こうした方がいいんじゃないかと、そういうふうなその都度その都度の実際に即してというのが子供なんかの場合は必要だと思ひます。ただ、中学から高校へかけての場合になると、私はやはり徳目といふと、徳目というのは歴史的にいいまして、やはり西洋ですとソクラテスのあれには勇氣とは何かと、節制とは何かと、勇氣と節制といふのはやはり徳目になつてゐるわけですが、これも、それから正義とは何かといふこと、それはソクラテス、プラトン、そういういろいろな人がこれはある意味で抽象的に追求してゐるわけですね。しかし、その背後にはやはりいろいろな経験を積んださういふことがあつて、その上に今度は理論的にいろいろな問題が出てくる、それを理論的に追求するといふ段階があるんだと思ひます。これはある種の抽象化ですけれども、その抽象化といふのは、いろいろな事例を根本的にまづとめて、節制といふもの、節度とか節制とかいふ問題とか、それから勇氣——本当の勇氣といふのはどういふのだというふうな問題になつて論ぜられる。これはやはり徳目の教育で、これはやはり非常に大事で、比較的小さい子供の場合には向かないので、むしろ高校、大学、その段階ではそういうふうな抽象化——抽象といふのは非常に大事な意味を持つてゐることだと思ひますが、つまり思想化です。そういう段階で教えるというところが非常に大事な事柄になつてくるんだと思ひます。社会に出てゐるような活動をするのに、やはり大きくまづとめて考える、根本的なところを大きくまづとめてつかんで問題を考えるといふのはやはりさういふことが必要で、一種の思想性と結びつ

くと思います。

○委員長(内藤三郎君) もう時間がないからその辺でお願いします。

○参考人(西谷啓治君) 文化という問題、じゃ一言申し上げますけれども、これは直接の学校教育で申し上げよう感じていることですが、たとえば法学部、私、大学で教えているわけですが、法学部、経済学部、いままでのあれはあれでいいと思うのですね。明治以来の国家の有能な官吏とかいふものをつくるということではないと思うんですが、現在は私は大学の学部構成なんというのは根本的に考え直さなければならぬと思うんです。要するに、法学部の中にもっと文学部的な思想とか歴史とか文学とか、そういうふうな関係の、つまり広い意味の文化に関連した科目をもっと必修する法学、たとえば法学経済あるいは工学部、医学部……

○委員長(内藤三郎君) ちょっと先生、時間がないので、簡単にお願いします。

○参考人(西谷啓治君) これでおしまいです、たとえば学校の生徒ですね。大学一つとっても、そういうものの根本的な反省が必要な時期じゃないかと思うんです。それはもって文化的な、あなのおっしゃった意味の文化的なことを、同時に、法学をやる人でも、経済をやる人でも身につけるという、そういう要求が現実にあるんじゃないか、そういう意味ですけれども。

○参考人(横枝元文君) じゃ、私も勉強ですが、鈴木先生の御質問にびっしり答えられるかどうかわかりませんが、簡単に申しまわります人間性というところ、道徳というものは人間性を培うということでもあるわけですから、それにはやはり文化的、芸術的、美術的、情緒的といふ人間的な豊かさを、あらゆるそうした面、いわゆる活動の中から、そしてまた、そういう教育を通じてなされるべきものだというふうに考えております。

○鈴木美枝子君 どうもありがとうございます。

た。

○内田善利君 それでは、まず横枝参考人にお尋ねしますが、先ほどのお話の中で、知育、徳育、体育はおろそかにできない、不可分のものである、こういうお話がございましたが、私もそのように思いますが、特に知育と徳育の問題ですね。徳育のない知育というのはあり得るかもしれないが、知育のない徳育というのはあり得ないと思うんですが、知育の三育として考えなければいけない問題じゃないかと思うんですが、その徳育の方は大分薄れた状態で今日まで来ているんじゃないかと思うんですが、この辺はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

それから、全部質問してしまいましたが、西谷参考人と樋口参考人にお聞きすることになると思いますが、これは永井文相の提唱で行われておる文明問題懇談会の席上で井深さんが言われておるんですけれども、

幼児教育、乳児教育というものは、大脳の成長というところから見て、非常に意味のあるものでして、私は遺伝という要素を非常に少なく考へまして、肉体的なものにしか遺伝というものは伝わらないのだ。それ以後は生まれてすぐからの環境によっていろいろのものが出来上ってくるものだと、いう前提から出発したいと思っております。幼児教育という、すぐに頭脳とか知能とか、そういう問題が出て来ますけれども、私はやはり基本的なものは、なんでも乳児教育でやっておかなければならないのだ。特にマナーであるとか、その人の行動といったようなもの、おそろく二歳くらいまでの躾というように、おぼろげと覚えてしまおうといえるでしょう。今、徳育教育であるとか、宗教教育であるとか、いろいろなことを呼びますが、それ、そういうふうなものがあるように、その時に、その個性というものはそうとう出来上っているのです。その前の時期であつたら、まったく白紙の状態、その時になんでもインプリン

トしておくのがよろしい。

こういうお話をやっているのですが、西谷参考人がおっしゃった本性、ヒューマン・ネチャーといふものは、この二歳ぐらいまでの間にできてしまふのか、その後これを呼び覚ましていくというのか、道徳教育で品格を、人格をつくっていくというのであるのか、その辺のことをお聞きしたいと思ひます。

それから、大槻参考人にお聞きしたいことは、現在、具体的に非常に暴走族とか、あるいは学内における内ゲバとか起こっているわけですから、この事柄と徳育の面からどのようにとらえておられるのかお聞きしたいと思ひます。

○委員長(内藤三郎君) 西谷参考人、時間がなから簡潔にお願いします。

○参考人(西谷啓治君) いまの幼児教育といふは、基本的な事柄はもう二歳、三歳ぐらいの間で決まってしまうんじゃないか、そういうあれは、実際児童発達史なんかやっていると、私専門外でよく知りませんが、そういうあれから、よほど根拠のある考え方とみなされていいんじゃないかと思ひます。だから、私はやっぱりそれは非常に大事なモメントだと思ひます。たとえば精神医学の立場からの問題とも触れて、大きくしてから後でいろいろやってみると、案外小さい時期、少なくとも五つぐらいまでの時期にも何か決められているという、そういうことが非常に多いような様子ですけれども、だからそれは非常に大事だと。その意味では、私は家庭教育といふのは、いままでいろいろ言われたこと、もう一つ奥にそういう問題があるんだと思ひます。しかし、同時に、それがすべてで、もうあとはそれです。つまり決まってしまうという一種の運命論みたいな、そういうものとも大分違うんじゃないかという感を持ちます。大まかな方向は決まっても、具体的にどんな人間になるか、人間の性格形成にそれが非常に大事ですが、その性格が具体的にどういふ人間になって成長していくかというところ、これは、やっぱりもう少し後の教育

の問題とか、後の境遇とか、そういうものに非常に影響、関係しているのではないかと、社会も含めましてですね。

○参考人(樋口恵子君) いま西谷先生がおっしゃったのと私も同じように考えます。

私は、大脳生理学は全然詳しくございませんので、それがどの程度生理学的に見て根拠があるのかというところはよくわかりませんが、重要な視なければならぬのはもちろんのことであり、その意味で、家庭とか母親、父親が問われなければならぬという意味では、そのお説は肝に銘じたいと思ひますけれども、それを余りにも重要視することは、今度は、逆にまた、西谷先生のおっしゃる通りに、運命論であり、人間の変化、人間の自己変革というものを信じない意見になりかねないと思ひます。

○参考人(横枝元文君) 徳育の面が薄れているのではないかと御指摘なんです、もちろん、決して十分だということも言いません。しかし、知育、徳育ともに十分だということは言えると思うんです。ですから、知育偏重で徳育が非常に薄れている、こういうふうには認識をしていないんです。とかく、徳育、道徳教育を言われるときには知育偏重の裏返しという言葉として出てくるわけですが、問題は、先ほど言いましたように、知育を通じての認識のないところに徳育というものは生まれてこない。これは、いま先生がおっしゃったように、徳育のない知育はあるかもしれないが、知育のない徳育はないとおっしゃったのですが、確かに知育とおっしゃる、知育なき認識なき道徳という場合には、これは、よく原始社会とか、いろいろなところで、しゅう長の言うことには従えというところが無批判にまかり通っていき、だから知育が十分でなければ、認識が不十分であれば、誤った、間違つた道徳、人間尊重でない、逆の、権力者のための道徳、こういうふうなものがまかり通る素地をつくっていくというふうに考えております。これは、これも県を挙げて非常に失礼ですけれども、

ども、現在の教育が、何か修身科がないから、道徳教育の時間をびしょと置いと置いてないから、何か道徳が不十分だというようにお考えになるのは、これは思い過ごしだというように思うのです。と言うのは、昭和三十三年ですか、文部省が道徳教育の時間を特設されて、それを文部省のおっしゃるとおり一番よくやっているのが私は愛媛だと思ふのです。愛媛の学校の場合にはきちっと時間の特設をやっている。ところが、一昨年の統計を見ても、全国で一番非行少年が多いのは愛媛だというのです。こういう例が出てくる。これは、時間を特設したからよくやれているのだという実証にはならない。もちろん、時間を特設したから非行が出たなんというふうには私は言いません。だから道徳教育というのは、そういうふうな徳目を、時間を特設して教え込んでいく、説教していくというところでやれているのだというように満足心をお持ちになるとかえって非常な問題が起こりますよということを申し上げておきたいわけです。

○参考人(大槻健君) 簡単に申し上げます。

暴走族とか、暴力事件が出ているのをどう考えるかというところでございますが、先ほど私が申し上げました意見の中でも、そのこと自体に即しては申し上げませんでした。総じて、やっぱりいまの青年たちが、何に向かって自分が生きていくのかという生きがいや、それをやっぱ非常に喪失しつつあるのではないかと、それをやっぱ私たちは至急につくり上げていかなければいけないんじゃないかと、また、大人から大胆にそれを青年たちにぶつけていかなければいけないんじゃないだろうかと、また、いわば非常に極端なひずみをもつて暴走族、あるいは暴力事件等の形をとってあらわれているのだと私は考えております。に、どうしてもやっぱ社会全体で承認し得るような価値形成というふうなものを、価値観というふうなものをどうつくり上げていくかということ、いまみんな考えなきゃならない時代に来ているんだということでございます。

○小巻敏雄君 道徳の問題というのは、これは内発的な自己形成、人間形成の問題であってという点では、すべての参考人の先生方の言われるところは一致しております。そういう点では、道徳教育が、ともすれば、外部規制によって徳目を押しつける、いわば悪しき鑑として「女大学」というようなものを、昔、私どもの祖先が持っておるわけですが、そういうふうなものから決別をすることが前提だという点は、これは一致した認識として、私、お伺いしたいのは、何といたしても国民の中で学校教育の占める位置は非常に大きいですが、この問題が取り上げられれば、ともかくにも、国民の目は教師に集中するということも現実でありますので、やや限定的になりますが、教師の役割りですね、この中で、教師は何をなし得るかということ、何を要求すべきかというふうな問題にかかわってお尋ねをしていきたいと思ふわけでありませう。

私も、後期中等教育の場で長年働いてきたわけですが、初めはわりに私自身も、この問題については楽天的だったんです。なぜかと言え、阻害要因は挙げて政府の強制だというふうに割り切っておりました。そして、それが外すれば自然にうまくいくというふうな、楽天的な感じ方を逆に言えば持っておいて、内藤先生などがあんまり邪魔をしなればうまくいくもんだというふうな初めは思っておったわけです。しかし、今日の課題は、なかなかそういうことだけで済まないんです。非常に複雑になっておる。阻害要因が、少なくとも国家権力による外部規制とか、圧迫とか、管理統制というふうなことがばりでなくて、すべての社会から浸透してやってきました。家庭の中からやってきました。総じて問題が大規模になっておる。そういう中で、今日、学校で何をなし得るかということ、何をなすべきかと、この点で特にお尋ねしておきたいと思うのは、教師の役割り、教師と生徒の関係は、標のつき合いといつても、友人の対等の横の関係ではないだろうかということですね。こういう点から言えば、ほかのい

わゆる知育の学科のように、到達目標を定めて、一人一人を到達させるというふうなものををつくり上げていくというのは非常にむずかしいことである。しかし、そういうものと無関係であっていいの、さまたま問題があると思ふんです。それから教育条件の問題もあつた。大槻先生の方からは、裸で、内発性、子供の中から人間形成を促していくというためには、少なくともマスプロ教育ではその成り立たせる条件がないというふうなことも言われます。確かに、そういう中で無理にやろうとすれば、自分の好きな子供だけを、一部だけやっていくというふうなことになる、すべての子供について放散する、こういう点になっていくと思ふんですね。その点で、横校先生の方からも、こういう内発的な形成を促すために、あるいは生活指導の領域で、あるいは全学科の領域でやっていくために、今日の教育条件で最低どういふことが問題になるのかというふうなことを特にお伺いしておきたいと思ふます。

それからもう一つは、ひとつ友情を育てる、集団活動やらせるといふ場合にも、感性的、偶発的なやっぱ触れ合いの中から、たとえばグループ形成されても、これ非常に排他的なグループになってしまつたりして、そのまま真つすぐに進まないというふうな場合もあると思ふわけですね。そこで、大槻先生の方からは、ここで科学的認識とか、国民の英知結集というふうな問題が、この領域でやっぱ必要になってくるということなんですけれども、現在の学校制度の中で、そういうものを保障していくためには何が考慮されなければならぬのか。こういうふうな問題があると思ふんです。

それから私は、特に樋口先生にお伺いをしておきたいと思うのは、私は非常に共感できる先生の御発言の中で、そういう問題としては、父親不在の家庭という問題があるわけですね。まあ実際にどういふふうに示しをつけるかというので、実際に示しはなくなつてきておる。これは言いかえれば、同時に、家庭が一切挙げて学校教育の中にの

めり込んできておるといふのか、もたれ込んでおるといふことを意味するものでもあらうと思ふんです。そういう中で、一部触れられておりますけれども、大体やっぱ学校の学習指導要領なり、あるいは能力主義的な問題なり、中教審の答申なり、こういうものは一体どういふ示しをつけているのかという問題があるわけですね。その件について、まず、樋口先生にお答えをいただきたい、それから横校先生、大槻先生というふうなお願いいたします。

○委員長(内藤三郎君) 樋口参考人は飛行機で北海道へお立ちになりますので、簡単にやってください。

○小巻敏雄君 はい、もう一言いただいて、お立ちいただいて結構です。

○参考人(樋口恵子君) あと一、二分で申し上げなくてはならないのですけれども、御質問の、しぼられてる趣旨がちょっとよくわからなかったんですけれども、父親がどのように示しをつけていけばいいかと、そういうことですか。

○小巻敏雄君 ええ、そういうことと、あわせて、示しの問題では、全体として、現在の学校教育に、文部行政なり、中教審答申なりの、日本の国というのはどういふ示しをつけてきておるのかというふうな問題をあわせて……

○参考人(樋口恵子君) それは、確かに政治自身があんまりいい示しをつけてきてこなかったんじゃないかと、ですから一番初めに私申し上げましたように、まず、考えなければならぬのは、政治の担当者であり、また大人が子供かと言え、大人の側であるというのを申し上げたわけでございます。これは本当に権力のある人であればあるほど私は虚心に反省してほしいと思ふんです。私はちっとも権力は持っておりませんけれど、しかし、子供に対しては一種の権力を持っております。やっぱ最初に反省すべきは大人の側であらうと思ふます。

それから家庭と父親との関係でもう一言申し上げさせていただきますと、やはり家庭教育、それ

から学校教育といわれますけれども、現代の社会の中で一番抜け落ちていて、実はそれが横の市民社会の基礎になるべきものは、私は地域ではあるまいかと思っております。かつ、人々を結びつけるものを縁と呼ぶとするならば、血縁というのがございまして、それから地縁というのがございまして、あと、学校で結ばれる学縁もあれば、いろいろあると思うんですけれども、人と人々を結びつける人間関係の縁のうち、特に戦後の三十年の社会の中で薄れてしまったのが地縁でありまして、そのかわり強大になってしまったのが社縁、職縁、企業縁とも呼ぶべき、いわば企業という縦社会の中に、すっぱり、特に男性が包み込まれてしまつた。その中で子供たちは自分の家庭の成育歴の中で、横の地域の連帯ということをやぶチャンスが非常になくなつてゐる。私は学校教育をこれ以上拡大していただきたいと、もうこれは文部省も日教組も一致していらつしやと思ひますけれども、どうも時間的にもと縮小して、子供を解放し、どうぞ会社の方もとお父さんを解放して、地域をつくり上げる人間として、そうした、その中で父親、母親が何を示していくか、そういうことを考え直す必要もあるんじゃないかと思つております。

○小巻敏雄君 ちよつと一言……
○委員長(内藤三郎君) 樋口参考人はもう時間がないんです。
○小巻敏雄君 はい、わかりますよ。
○委員長(内藤三郎君) 樋口さんにですか。
○小巻敏雄君 いやいや。
○委員長(内藤三郎君) この際、樋口参考人に申し上げます。
予定の時間が参りましたから、御退席になつて結構でございます。

○参考人(樋口恵子君) どうも失礼しました。
○小巻敏雄君 それじゃ、横枝さんの方にお願ひ

しますが、特に道徳教育をやるにしても、何にしても、やっぱり基礎としての教育条件の問題が、今日の阻害要因となつておる状況についてひとつお願いいたします。

それからもう一つは、全教科と、それから生活指導とかかわりについて言われたわけですが、これも、特にこれの大きな要素であるクラブ活動、自治会活動の意義づけと、こういうふうな問題、それからもう一つは、こういう状況の中で、いま、たとえば番長を通じてやってくる暴力組織ですね、こういうものと、それから学校の教育指導なんかとは密接に中学段階でもかかわつてきますわね。特に、中学、高校で解放研というふうな一つの、こういうふうな特定の組織もあります。ね。こういったふうな問題との関係に対する教師の対応もある。これらの問題にかかわつてひとつ横枝先生の方からお願ひしておきます。

○参考人(横枝元文君) 道徳教育といひますか、道徳心を高揚していくための、現在教師として何を望むかといひますか、条件の問題で申し上げますと、もちろん、前提として教師みずからが、この知育、徳育、体育全般にわたつて、子供のりっぱな人格を形成していく、そのためのみずからが力量を備えていくということが前提になります。ですから、その点の不勉強さがあれば、これは御叱責もいただきたいし、私もみずからとしても、自主的な研修等を通じて力量を高める努力はしているわけです。にもかかわらず、やはりやつていただきたいことというのは、大きく言つて、私は三つあると思ひます。その一つは、教師が力量として持つてゐる、また、持つてゐる、向上しようとしてゐる専門性、これは自主性であり、創造性であり、自立性であると思ひわけです。教育を行う上で、みずからがこの子供の知性を伸ばすことができるか、どうしたらこの知性を涵養することができるか、そういうことについて、専門的な知識なり、技術を持つてゐるはずなのが教師でありますから、その教師の自主制、創

造性というものを十二分に發揮でき得るようなひとつ体制をつくつていただきたいというのが第一にあります。これは逆の言葉で言うならば、学習指導要領というふうなものを、これはもちろん、それを全面的に否定はいたしませんけれども、これを一つの参考手引きとして、大いに自主制、創造性を持つてやれということになれば、さらに、生き生きしてゐるわけですから、これが一つの法的拘束性を持つて、がんじがらめにしつてこの中でやれとなつてきましますと、教師の自主制なり、創造性は失われて、むしろ機械的な教師になつていかざるを得ない、こうなつてきましますから、それが第一の問題です。

第二の問題は、今度は物的な条件の問題です。物的条件の問題では、現在行き届いた教育をやるうにも、やるだけの条件が整えられていない、それは時間的に、そして人教的に言へるわけですね。日本の教師は諸外国の教師と比較してみます場合に、大体ヨーロッパなり、アメリカ等、あるいは社会主義の国々を見ましても、大体基準というのはいくつかのクラスの子弟は三十五名といふのが基準なんです。ところが日本では四十五名といふところまで、まだそれだけを詰め込んでゐるわけでありまして、しかも、学校それ自体には、養護教員とか、事務職員というふうな十分な仕事があつても、そういうふうなものが十分配置されてない。そのために、教師が非常に他の国々よりも一週間の受持時間が多し、受け持つてゐる子供の数は多いし、そして事務はかぶつてゐると、こういう状況がありますから、これはひとつ定員なり、物的な条件を含めて、十分措置をしていただきたいという要望なんです。

第三番目には、先ほど樋口さんがおしやつていただきましたが、教育はすべて知育、徳育を問わず、家庭、学校、社会という三つが常に連携をし、協力し合つていかなければなりません。その場合に、日本の場合には、学校教育にその大半を持ち込んでゐるという感じが、持ち込まざるを得ない状況にあるということです。そこで、もっと

家庭教育、そして社会教育を充実しなければならぬ、そのためには、家庭の場合には、先ほどの経済的な一つの、高度経済成長政策のもとで、現在家庭が核家族とは言へ、その核自体も顔を合

わす暇がないというふうな状況が非常に多いわけですね。ですから、もっと家庭に両親と子供がともにいられるような時間をつくる、それがすぐにはできないならば、せめていま話題になつております週休二日制なり、あるいは学校五日制というふうなことを早急に実現することによつて、せめて土曜、日曜だけは両親と子供がともに家庭で話し合い、あるいはどこかに遊びに行つたりすること、そういうことを通じて家庭での触れ合いができるような条件をつくつてほしい。社会教育の面では、施設、内容、ともにこれは世界的に見て日本が最も劣つてゐます。ですから、この社会教育の施設、設備、そして、その指導員、こういうふうなものをもっともつと配置をしなければ、よそでは野球の選手の養成とか、いろいろなそういうことについても、他国ではそういうふうなものがコーチとして別にいるにもかかわらず、学校教育の中に選手養成から一切が入つてゐるわけですね。ですから、こうした社会教育施設をもつて充実するというところに一層の力を尽していただきたい、この三つの点が特に要望を申し上げます。それから、クラブ活動なり、自治活動の問題であります。先ほどから申し上げたような趣旨からいって、クラブ活動、自治会活動というものは、非常に学校教育の中では重視されなければならぬ問題ですが、現状とく自治活動というものの対しては、管理統制の面からこれをセーブし、あるいは廃止せよという指導なり、動きが非常に強い、何か自治活動を通じて生徒が思い

ものが芽生えない限りは、いかに知育が十分になされても、これは実効を伴わないことになりすから、そうした意味で、自治会活動というものの重要性を私どもは主張しておるわけでありすし、クラブ活動についても、そのクラブ活動をこのようにという、クラブ活動にまで指導要領から枠をはめていくというようなことがあったのでは、これはやはり真の自主的な人間を育てていく、自発性を持った人間を育てていくことにならないと思ひますから、そうした管理統制という角度から枠をはめるといふことを遠慮してもらひたい。

最後に、解放研の問題が出ましたが、現在部落研、解放研という解放運動の中で一つの研究グループがあります。これは部落研、解放研というのは、部落解放運動の中におきまして、解放同盟と解放同盟正常化連と、この二つの大きな対立があります。そういう中なかの学校の教育の中にも、この部落研、解放研というものが、ある学校では部落研、ある学校では解放研、あるいはある学校ではこの前八鹿高校のような場合には、学校は部落研を設置している、しかしながら、一方に解放研を置くという要求が出てくる、その二つの大きな解放運動の進め方、あるいは同和教育の進め方についての意見の対立がある。そこから生まれてくるものなんです。ですから、私はどちらがいい、どちらが悪いというような判定を下すべきではないと思ひます。やはり教育的見地に立つならば、それぞれの研究グループというものを、自主的に育てていく、そうしてうまく指導していくというのが教師の役割だと思ひます。もちろん、万全とは言いません。解放研ひとつをとってみても、それぞれの地域の解放研で、それぞれまた方針も幾分違っている面があるように思ひますが、少なくとも、私は日教組として、また教師として言ひたいのは、部落研であれ、解放研であれ、解放運動、同和教育という場合に、教師そのものを何かこれは行政の末端機構である、権力の末端が教師なんだ、だから、教師敵論、教師を糾弾あるいは確認の対象にしていく

のだという考え方は誤りだということに思ひます。もちろん、解放運動の中における糾弾権とか、確認権というのは、この間大阪地裁で判決が出ましたように、そのことは現在の法秩序の中で、まだ差別が解消でき得ない段階では、糾弾権というものは認められてしかるべきだと思ひますけれども、その対象、あるいはやはり方について十分考えていただかなきゃならない面があるということは申し上げておきます。

○委員長(内藤三郎君) 簡明にお願いします。

○小巻敏雄君 特に解放研の問題をお尋ねしたわけではなかつたんですけれども、やっぱり今日の状況で、さまざまな状況で、教育の手の及ばないグループ形成が行われることによって、積み上げていくという一つの人間形成の教育が阻害されるという要素も、さまざまな要因の中に、トロッキストの諸君の運動とか、自治会破壊自身を目標にしたり、それから特権的な地位を利用して、地位を申し立てて、全く外部の指導に従属をして、一般の部落研は、これは一般のクラブの中のルールを守ってやっておるんですから、一般のクラブとは別の動きが出てきておるということなどについても伺ひしたかったということです。しかし、それは結構です。

大槻先生にそれじゃ伺ひします。

○参考人(大槻健君) 私への質問がどこにあったのかよく定めかねるんですが、結論的に申し上げますと、いま横枝さんが最初の方でおっしゃった点と非常に同じようなことになるかと思ひますが、私は御指摘のように、学校教育、社会教育、家庭教育を問わず問題になっているにもかかわらず、やっぱりその中で学校教育が大きく問題として浮かび上がらざるを得ないし、わけでも教師の仕事と役割というものは、一体何なのかというところが、いま全体として問われてきている。そのことが、たとえば昨午政党内に見られたような教師論争もあつたんですが、これは政党内の問題というよりも、やっぱり国民の間にそういう関心が大きく盛り上がってきたことの一つの反映ではない

かというぐあいには思ひます。そういう点から考えますと、教師論の問題は、政党内のやりとりとかいうことではなくて、教師自身が――まあ私自身も日本の教師の一人でございますが、教師自身がいまやらなければならないことは一体何なのか。わけでも、やれることは何なのかというものを真剣に問ひ詰めていかなければならない時期にきているというぐあいに考えております。

そこで、やれることは何かということを考えていくときに、もし、横枝さん御指摘ありましたように、いまの文部行政の中で大幅に教師や学校の教育活動の自由というものを行政が保障していくことができれば、そのやれることというものが飛躍的に拡大していくんじゃないかというぐあいに思ひます。また、そのやれることの拡大に伴つて必要な諸条件というものをやっぱり文部行政の上ではきちんと保障してほしい、これが私の一番言ひたかつたことでございます。総じて、やっぱり豊かな教育というものをいまみんなの知恵でつくり上げていく必要があるだろう。その豊かなというものは、大要抽象的な言い方ですけれども、具体的に言えば、時間が長くなつてしまふので、その辺にとどめておきたいと思ひますが、豊かな教育というものをみんなの知恵でつくり上げていく必要があるだろうと、そういうことを特に申し上げておきたいと思ひます。

○中村登美君 私は、戦前の一番身近な私どもの生活の中からのことでお伺ひしたいんですけれども、戦前のいろいろのひとと人とのつき合ひの中で、たとえば具体的に申しまして、デパートに買い物に行つた、その売り子の親切さとか、電車の中で、年寄りが前に立つても、絶対席などを譲ることはもう考えようともしないような若者のあり方、そういう身近ないろいろの問題を取り上げていきますときに、戦前の教育と戦後の教育、そういう問題が必ずしもこの経済の成長の発展の過程においてのみこのような変化と申しますか、私どもは弊害――戦前に對する一つの豊かな心の持ちようというものの對する郷愁めいたものを持つ

ておりますわけでございますが、学校で徳育教育は余り時間をとつてする必要がないという御意見の中で、それならば、家庭でそういう教育ができるかと申しますと、たびたび話題に出ております、お母さんも働いて、両親働いておられます、かざつ子という状況の中では、とても家庭の教育などは望めない場合が多いのではないかと思ひます。それとまた、父親までも教育に対する自信を失つておるといふような例も非常に多うございます。それから、社会教育はどうかと申しますと、街頭に出ますれば目を覆いたくなるような映画の宣伝広告とか、テレビなども深夜放送などを見ますとき、これを青少年などが見たときにどのような感じを持つのかしらと思ひます、恐しさから感ずるようなテレビの放送、それから週刊誌などは、どうも恥ずかしうて広げて見るものもちらが恥ずかしいというように、このような現況の社会情勢の中で、それでは日本国民として一番基礎になる問題、これだけはやはり守らなければというとかたくなるかも知れませんが、どうしても基礎的なところあるべきではないかというように基礎の問題はやはり教育の中に取り上げて教えていくべきではないかという考えを持つものでございまして、横枝参考人からは先ほど来からそのような時間は持つべきでないという御意見を伺つておりますので、茅参考人、大槻参考人にこの問題について御意見を伺ひますと同時に、このような現況の中で、それでは学校でそういった徳育をしなければならぬ、いまのこの私どもは嘆かわしいいろいろの現況と思ひます、このような現在の社会の中のある方をどのような方向づけをもつてもう少し救つていけるか。救つていけるかと申しますと、たとえば女性の立場から考えますと、親子の愛情すらなくなつていっているのではないかと、母親が子供を愛するなどというものは、もう戦前の教育を受けた者からすれば、教えられるものでなくて、どんなに苦しい中でも命を捨てても子供は守らなければならなかつ

たし、子供は親を非常に慕っていたというよう
な、そのきずなすらいまは失われてきておるわけ
でございすが、そういう問題について基礎的な
徳育の時間をぜひ私は持つべきじゃないかと思
います。もしその問題が、時間をそういう学校教
育に取り入れていかなかった場合、現在の社会情
勢の中で、家庭の環境の中で少しでも子供を徳育
面で向上させていくのはどのような考え方、
方、また、救わなければならないと考えていらっ
しゃられるかどうか、そういう面についてお伺い
したいと思ひます。

○参考人(茅誠司君) 私は、一番根本の問題は、
やはり生きがいのある社会をどうやってつくつて
いくかという、その問題から考えなくちゃいけな
いと思ひます。

戦後、経済的に豊かな社会ということさえつく
れば幸福になるかと思つたところが、一九七〇年
代に参りましてどうもそうではなかったらしい
と、つまり、経済的に豊かであるということとは、
人間を幸福にする必要な条件であつたけれども、
十分な条件ではなかつたということに気がついた
のが私は現代代と思ひます。生きがいある社会と
いうのはどういふのかといふと、先ほどから
大分議論がありますが、いまの社会が余りにも強
く管理されている。企業におきまして、学校に
おいても、また政治、あらゆる面で管理されてお
りまして、その管理社会の中で個人の自由をフル
に發揮することができないんだと。われわれが何
を幸福に思ふかという、自分の持つてゐる可能
性をフルに發揮して、そして社会全体のために
寄与することができたという認識を持つことだと
私は思つております。現在の社会は、管理社会の
一つの機械の二こまになつてゐる、まあそうとば
かしは言えませんが、なつてゐるんじゃないか
といふ不満が実は非常に多いんじゃないかと思
ひます。そこで、結局はマイファミリー族といつた
ような一小市民的な目標になつてしまふ。そこに
原因があるんじゃないかと思ひます。

そこで、私もがいま考えておりますのは、や
はりその個人の能力をフルに發揮できる——先ほ
ど井深さんが言われた言葉が出ておりましたが、
ああいう幼児教育から始めなくちゃいけない。し
かし、幼児教育も、さっきの話は、あれは私の考
えでは、いわゆるハードウェアだけのことを強調
されたように思ふんですが、ハードウェアができ
上がった後のソフトウェアというのは、いまだ少
小学校入つた以後まで続くわけでありまして、
そういう段階における訓練ということも非常に必
要だと思ふんであります。とにかく、その各々が
社会に参加する、自分の意見を十分に出来るよう
にする、社会もまた、その意見を十分取り入れる
ことができるようにする、そういう機会を、そう
いう社会に変えていかななくちゃいけない、まだそ
ういう社会をわれわれ見出してゐないのでありま
すが、そういう社会をこれから建設するのがわれ
われの目標じゃないかと私は思つております。そ
のためには、やはり各々が、ただ単に暗記で覚え
たということではなくて、自分の創造力を生かし
て、そして広い教養のもとにそれを応用してい
くという、そういうことが一番大事だと私は思ひ
ます。それは学校教育だけの問題ではない、社会教
育、あるいは家庭教育、この三者が一体となつて
やらなきゃならない。私は学校教育に余りにも依
存し過ぎて、何かといへば学校で道徳教育をやら
ないからこんなになつたといつたような批判があ
りますけれども、もっと社会教育の役目、家庭教
育の役目を重要視して、この三者が一体となつて
そのような生きがいのある社会の建設に向かつて
一歩を踏み出すことが大事だと私は思ひます。お
答へになつたかどうかわかりません。

○参考人(大槻健君) ただいま戦前と戦後の教育
を對比させる中で、いま国民全体で支持すべき、
あるいは全体で押し進めるべき道徳教育の内容は
どういふことになるのか、どう考えてゐるのかと
いふことの御質問のようでございしたので、そ
の点に關して申し上げてみたいと思ひます。
戦後の青年といへども、必ずしもそういう一面

的に見ることはできないんでして、たとえば、先
ほど樋口さんもその一例をお出しになりましたけ
れども、これは青年だけの問題ではない。社会全
体が非常に過密状況になつてきて、人と人とお
互いに角を突き合はせてしまふやうな社会にな
つてきてゐるという、そういう状況の中で、
青年や子供のそういう行動もあらわれてゐるの
ではないかと思ひます。しかし、いま茅さんも御指
摘ございしましたように、先ほど私も申し上げたこ
となんです、その青年たちでも、自分が一体い
ま何のために勉強してゐるのか、何に向かつて進
んでゐるのかといふことの目的をすっかりつか
むことができません。おのずからそういう行動
も規制されてくるわけでは、たとえば、私は自
分の研究室を学生に全部開放しまして自由に使
せております。しかし、そのかわりに君たちがで
たらめなすれば、もうその研究室は使えなくなる
し、あとの者がまた勉強できなくなつてしまふん
だといふことを初めによく言つて聞かして、君
たちが勉強するためにここを全面的に開放するん
だといふことを言つておきますと、もうそれから一
言も注意しなくても彼らは実にみごとにお互いに
統制をとり合ひ、お互いに研究し合つて、研究
をみんなが使えるように、自由に使えるように
互いに気をつけたといふやうな、そういう青年
の一面を私もは常日ごろ接することができると
ございします。そういう意味から言いますと、や
はり青年たちに、確かに自分の生きてゐること
が、自分の勉強してゐることが社会の進歩に役
立っているんだという、そういう確信が得られるよ
うな教育のあり方といふものを、それこそ学校、
地域、あるいは家庭を問わずつくつていくことが
大事ではないか、そういう確信を与えてやるよう
にしなければならぬ。大人もまたしかるべきで
はないだろうか。そういう意味では、最初に申し
上げましたように、現在、日本国憲法並びに教育
基本法に掲げられてゐる普遍的な原理ですね、こ
れをしっかりと見つめまして、その中身をいまの日
本の国民、あるいはこれから日本の社会をつくり

上げていく青少年たちがその中身を具体的にどう
いうものとして、平和つてゐるのはいふ中身
を持ったものか、正義つてゐるのはいふ中
身を持ったものかといふものをつくり上げてい
くように私たちは指導してやる必要があるのでは
ないかと、そのように考えております。

○委員長(内藤三郎君) 質疑を終りました。
最後に、茅先生、ちょっと私、委員長として、
あなたに御意見を伺いたいんですが、先ほど久保
先生からお話がありましたが、世界の歴史学者、
未来学者であるアーノルド・トインビー博士は、
世界は、物質文明から来る公害とインフレの西洋
病に災ひされてゐる、このままでは資源は有限で
あり、人類は滅亡する、これからは、世界は、東洋の
神道、仏教、儒教の精神文明から学ぶべきであ
り、物から心への転換が人類の生存のために絶対
に必要であると述べておられますが、科学者である
茅先生はどういふふうに考えていらつしやいますか。

○参考人(茅誠司君) 大変むずかしい哲学的な御
質問ですが、私は、いままで進んできたやり方
で、これを必ずしも否定していません。と言
うのは、われわれはトリアル・アンド・エラー
で進んでゐるんですから、行き過ぎればもとへ戻
すと、絶えずそういうことをしながら進歩してい
るんですから、われわれが戦後、物質文明を目指
して高度経済成長といふことをやってこまです
て、ああ違つたといふので少し方向を変えてや
つていくといふことでいくわけですから、いままで
のやつが悪かつたといふ批判は私は決してしま
せん。そこで反省して、今度はどの方向をやらな
くちやいけないかといふのがそこで初めてはつき
りするわけでありまして、われわれは、物質文明
だけでなく、精神文明にも考慮を払わなくちゃ
ないといふことは、もちろんこれは重要なこと
であります。その余りにも高度経済成長といふこ
とに重きを置いたために、私はそれは目標と方法
を誤つてしまつた。あたかも方法を目標のごとく
思つて、一路それに向かつて進んできて、はつと
気がついたときにはどうも間違つてゐたら

い—十分私はそれでいいと思うのであります。ですから、これからバランスのとれた文明ということに向かつて進んでいかなくちゃならないということだけ申し上げておきます。お答えにはならなかったような気がいたしますが。

○委員長(内藤三郎君) 他に御発言もなければ、参考人に対する質疑は終了することといたします。

本日、参議院文教委員会は、徳育の振興に關し、参考人各位からその意見を聴取し、熱心な質疑を重ねました。その中で、多くの貴重な意見が開陳されましたので、今後これらの意見を参考に、徳育の振興について、さらに審議を続けることとしたいと思います。

参考人の皆様には、長時間御出席いただき、貴重な御意見をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

本件に関する調査は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後一時三十八分散会

六月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、私立学校振興助成法案(衆)

私立学校振興助成法案

私立学校振興助成法

(目的)

第一条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第二条第三項に規定する学校をいう。

4 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第四条に規定する所轄庁をいう。

(学校法人の責務)

第三条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(補助金の減額等)

第五条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合に、その状況に応じ、前条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合

二 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合

三 在学している学生の数が学則に定めた収容定員に満たない場合

四 借入金の償還が適正に行われていない等財

政状況が健全でない場合

五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

第六条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が前条各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第四条第一項の規定による補助金を交付しないことができる。学校法人の設置する大学又は高等専門学校に、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していない学部又は学科(短期大学及び高等専門学校の学科に限る。)がある場合においては、当該学部又は学科に係る当該補助金についても、同様とする。

(補助金の増額)

第七条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があるとき、学校法人に対し、第四条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(学校法人が行う学資の貸与の事業についての助成)

第八条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人がその設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすることができる。

第九条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合に、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(その他の助成)

第十条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第四条、第八条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

(間接補助)

第十一条 国は、日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私学振興財団を通じて行うことができる。

(所轄庁の権限)

第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に關し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に關し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の關係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員を解職をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第十三条 所轄庁は、前条第二号から第四号までの規定による措置をしようとする場合において

は、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を与えるために通知するとともに、私立学校審議会、私立大学審議会又は高等専門学校審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事若しくは当該役員又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会に出席して弁明することができる。

2 前条第二号の規定による処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(書類の作成等)

第十四条 第四号第一項又は第九号に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(税制上の優遇措置)

第十五条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。
(学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置)

第二条 第三条、第九号、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により私立の盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する者(以下「学校法人以外の私立の学校の設置者」という。)を含むものとする。

2 学校法人以外の私立の学校の設置者に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十二条各号列記以外の部分	第十二条第一号		第十二条第三号		第十二条第四号		第十三条第一項		第十四条第一項		第十四条第二項及び第三項	
	所轄庁	その業務	その帳簿	質問させ	予算が	当該学校法人の役員	所轄庁	当該学校法人の理事	当該学校法人の役員	文部大臣	所轄庁	所轄庁
	都道府県知事	当該学校の経営に関する業務	当該学校の経営に関する帳簿	当該学校の経営に質問させ	当該学校の経営に関する帳簿	当該学校の経営を担当する者(当該学校を設置する者が法人である場合においては当該学校の経営を担当する当該法人の役員をいふ。当該学校を設置する者が法人以外の者である場合に於ては当該学校を設置する者をいふ。)	都道府県知事	当該学校を設置する者(当該学校を設置する者が法人である場合に於ては、当該法人の代表者)	担当を解こうとする者	附則第二条第三項の規定による特別の会計について、文部大臣	都道府県知事	都道府県知事

3 学校法人以外の私立の学校の設置者で第一項の規定に基づき第九号又は第十号の規定により

助成を受けるものは、当該助成に係る学校の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の

会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4 前項の規定による特別の会計の経理に当たつては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

5 学校法人以外の私立の学校の設置者で第一項の規定に基づき第九号又は第十号の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る学校が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。

(私立学校法の一部改正)

第三条 私立学校法の一部を次のように改正する。

第五号第一項第一号中「高等学校の全日制の課程」を「高等学校の学科、全日制の課程」に、「大学の学部」を「大学の学部、学部の学科」に、「並びに私立高等学校」を「並びに収容定員及び私立高等学校」に改める。

第三十条第一項第三号中「(短期大学及び高等専門学校に学科に限る。)」を削る。

第五十一条第三項中「第五十九条第一項の規定による」を削る。

第五十一条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の助成については、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第 号)第十一條から第十三条までの規定の適用があるものとする。

第五十九条を次のように改める。

(助成)

第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に必要の助成をすることができ

きる。

第六十三条第一項を次のように改める。

所轄庁は、前二条の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事に対して弁明の機会を与えるために通知するとともに、私立学校審議会、私立大学審議会又は高等専門学校審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会に出席して弁明することができる。

第六十三条第二項中「第五十九条第十項第三号又は」を削る。

附則第十八項から附則第二十一項までを削り、附則第二十二項を附則第十九項とし、附則第二十三項から附則第二十五項までを三項ずつ繰り上げ、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十三項から附則第十六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十二項の次に次の一項を加える。

13 文部大臣は、昭和五十六年三月三十一日までの間は、大学設置審議会及び私立大学審議会の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き、私立大学の設置、私立大学の学部又は学科の設置及び私立大学の収容定員の増加に係る学則の変更についての認可は、しないものとする。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際学校法人の設置する高等学校に現に置かれている学科及び学校法人の設置する大学に現に置かれている学部の学科の名称又は種類については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

第五条 この法律の施行前に附則第三条の規定による改正前の私立学校法(以下この条及び次条

において「旧法」という。附則第十七項の規定に

基づき旧法第五十九条第一項の規定により補助金の交付を受けた者については、附則第二条第五項中「第一項の規定に基づき第九号又は第十條の規定」とあるのは「附則第三条の規定による改正前の私立学校法附則第十七項の規定に基づきその改正前の同法第五十九条第一項の規定」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第六条 この法律の施行前に旧法第五十九条の規定(旧法附則第十七項の規定に基づく旧法第五十九条の規定を含む。)によりした助成に關しては、前条に規定するものを除き、なお従前の例による。

(産業教育振興法の一部改正)

第七条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第五十九条第二項から第七項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法(昭和五十年法律第 号)第十一條から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項」に改める。

(理科教育振興法の一部改正)

第八条 理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第五十九条第二項から第七項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法(昭和五十年法律第 号)第十一條から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項」に改める。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第九条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第九号第二項中「私立学校法(昭和二十四年法

律第二百七十七号)第五十九条第二項から第七項

まで(助成)を「私立学校振興助成法(昭和五十年法律第 号)第十一條から第十三条まで(所轄庁の権限等)」に改める。

(私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律の一部改正)

第十条 私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律(昭和三十三年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「私立学校法」を「私立学校振興助成法」に改め、同条中「私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第五十九条第二項、第四項、第五項及び第七項」を「私立学校振興助成法(昭和五十年法律第 号)第十二條及び第十三條」に改める。

(スポーツ振興法の一部改正)

第十一条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第五十九条第二項から第七項まで」を「私立学校振興助成法(昭和五十年法律第 号)第十一條から第十三条まで」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第十二条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五百十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第五十九条第四項から第七項まで並びにこれらの規定に係る同法附則第十七項及び第十八項」を「私立学校振興助成法(昭和五十年法律第 号)第十二條及び第十三條並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項」に改める。

(産業教育振興法等の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行前に、附則第七条の規定による改正前の産業教育振興法第十九条の規定、附則第八条の規定による改正前の理科教育

振興法第九条の規定、附則第九条の規定による

改正前の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第九条の規定、附則第十条の規定による改正前の私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律第二条の規定、附則第十一条の規定による改正前のスポーツ振興法第二十条の規定又は前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第七條の規定により、学校法人又は学校法人以外の私立の学校の設置者に対してした補助に關しては、なお従前の例による。

(日本私学振興財団法の一部改正)

第十四条 日本私学振興財団法の一部を次のように改正する。

附則第十四条第四項を削る。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約千百億円の見込みである。

昭和五十年七月二十四日印刷

昭和五十年七月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A